

令和 5 年総務建設産業常任委員会会議録

1. 招集年月日 令和 5 年 9 月 21 日
2. 招集の場所 御嵩町役場第 1 委員会室
3. 開 会 令和 5 年 9 月 21 日 午前 9 時 委員長宣告
4. 付託された審査事項
 - 認定第 1 号 令和 4 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 5 号 令和 4 年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 認定第 6 号 令和 4 年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 議案第 55 号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 60 号 御嵩町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について

議 事 日 程

令和 5 年 9 月 21 日（木曜日） 午前 9 時 開議

1 委員長挨拶

2 町長挨拶

3 付託事件の審査及び採決

（総務防災課）

①認定第 1 号 令和 4 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

②議案第 55 号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（企画課）

①認定第 1 号 令和 4 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

（環境モデル都市推進室・まちづくり課）

①認定第 1 号 令和 4 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

（亜炭鉱廃坑対策室）

①認定第 1 号 令和 4 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

（税務課）

①認定第 1 号 令和 4 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

（会計課）

①認定第 1 号 令和 4 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

（議会事務局）

①認定第 1 号 令和 4 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

（建設課）

①認定第 1 号 令和 4 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

②議案第 60 号 御嵩町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について

（農林課）

①認定第 1 号 令和 4 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

（上下水道課）

①認定第 1 号 令和 4 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

②認定第 5 号 令和 4 年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

③認定第 6 号 令和 4 年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

4 その他

出席委員（6名）

委員長	奥村 悟	副委員長	鈴木 秀和
委員	岡本 隆子	委員	大沢 まり子
委員	高山 由行	委員	広川 大介

傍聴者

伏屋 光幸 清水 亮太 可児 さとみ 山田 徹
鈴木 篤志

説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡辺 幸伸	企画調整 担当参事	田中 克典
総務部長	各務 元規	総務防災課長	古川 孝
総務防災課 財政係長	川上 敏弘	総務防災課 防災安全係長	伊佐次 洋一
総務防災課 行政管財係長	加藤 群	総務防災課 庁舎整備係長	板屋 達彦
企画課長	山田 敏寛	企画課長 人事係長	河村 千春
企画課 企画調整係長	安藤 裕之	企画課 秘書広報係長	荻曾 弘太郎
企画課 リニア対策係長	澤田 勇介	環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長	金子 文仁
まちづくり課 まちづくり推進係長	額 泰浩	亜炭鉱廃坑 対策推進室長	木村 公彦
亜炭鉱廃坑 対策推進室副室長	野中 崇志	税務課長	丸山 浩史
税務課長 課税係長	板屋 沙織	税務課長 収納係長	林 康宏
会計課長	塚本 政文	建設部長	早川 均
建設課長	石原 昭治	建設課長 管理係長	伊藤 博之
建設課長 土木係長	有国 敦夫	農林課長	渡辺 一直
農林課長 農業振興係長	佐橋 良太	農林課長 森づくり係長	佐々木 孝祐
上下水道課長	可児 英治	上下水道課長 整備係長	伊納 和昭
上下水道課 庶務係長	佐藤 公則		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土 谷 浩 輝

議会事務局書記 井 戸 芳 枝

委員長（奥村 悟君）

おはようございます。

新型コロナワクチンの秋接種が昨日から始まりました。オミクロン株、XBB. 1. 5に対応したファイザー製とモデルナ製のワクチンだそうです。

打つ予定はない人と打つ予定がある人の割合は、今朝、ヤフーニュースのみんなの意見を見てきたんですけれども、打たない人が58.7%、打つ人が38.1%で、打たない人が多いということとであります。

私のところへも7回目の接種の案内が届き、町内で接種を希望することにしました。8月末に夫婦でコロナにかかったわけですが、免疫ができたかどうかは分かりませんが、私はワクチンを打つことにしました。

コロナ第9波の到来も言われております。喉元過ぎれば熱さ忘れないですが、つついマスクや消毒の感染対策を忘れがちです。常に感染対策を忘れないようにしたいと思っています。

議会もこれから秋に向けて、行事がめじろ押しです。万全の体制で臨んでいきましょう。

それでは、ただいまの出席委員は6名で定足数に達しています。これより総務建設産業常任委員会を開会いたします。

町長より挨拶をお願いします。

町長（渡辺幸伸君）

皆さん、おはようございます。

私のほうも、今車座のほう、進めてきております。自治会のほうも半分ぐらい回ってきたのかなというふうに思っていますけれども、またこれからも続いていきますし、10月末までが一応ピークという形で、随時で続けてまいりますけれども、一旦自治会のほうはそこまでに、一通り聞いて、反映できるものは次の予算等にとということも含めてやっていきたいと思っておりますので、また機会がございましたら、オブザーバーという形になりますけれども、見ていただけるといいかなというふうに思っています。

最近、団体という形で、いろんな団体を回らせていただいているんですけれども、この前、中学校とかJLC、ジュニアの関係で若手の意欲ある方々に会々と、やっぱり発想がちょっと違っていて斬新というか、ああ、そういう視点があるんだということも思ったりします。

なので、あまり固定した年齢層とか、そういったところばかりではなくて、全然違う視点で、若い子とかそういった子たちにもいろいろ話を聞けると、幅が出て面白いなというふうに思っていますので、またいろいろとチャレンジしていきたいと思っております。また、御協力のほ

どよろしくお願いいたします。

今日、総務建設産業常任委員会になりますけれども、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

委員長（奥村 悟君）

ありがとうございました。

これより付託事件の審査及び採決に入りますが、質疑等発言を行う場合は、挙手の上、行っていただくようお願いします。

決算審査に当たっては、計数の誤りなどについても精査する必要がありますが、予算を議決した際の趣旨や目的に沿って、適正にかつ効果的に執行されたか、またそれによって行政効果が発揮できたか、さらに今後の行政運営においてどのように改善、工夫がなされるべきかという点に主眼を置いて、審査を行っていただくようお願いします。

条例の審査に当たっては、表現が適当であるか、現行条例や財政との関係、制定による効果などに主眼を置いて審査を行っていただくようお願いします。

お諮りします。付託事件の審査は、さきに行いました当委員会協議会及び本会議で説明を受けておりますので、執行部からの補足説明のありなしを確認し、補足説明があれば行っただき、その後に質疑を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

これより9月15日の本会議において当委員会に付託されました事件について、それぞれ審査及び採決を行います。

まず総務防災課ですけれども、認定第1号 令和4年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち、総務防災課関係について、執行部より補足説明がありましたらお願いします。

総務防災課長（古川 孝君）

おはようございます。

総務防災課からは特に補足説明はございませんので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（奥村 悟君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員（高山由行君）

主要な施策から、私のほうは質問します。

まず確認ですが、1点。

6ページの中段、新庁舎等建設用地記録映像撮影委託事業ですが、9万9,000円でドローンで撮影していただいたと。私たち御嵩町議会としても、彼に撮影を議長として撮影をお願いした経緯がありますが、そのときは何らかの圧力がかかって撮影はまかりならんということで、撮影を拒否されたことがあります。御嵩町としてお願いしたらやってもらえたということで、新庁舎建設の予定場所をドローンで撮影したと思いますが、この映像権利は町にありますか。例えば御嵩町議会がその映像をお借りしたいということになった場合、それは許可していただけるんですか。確認です。

総務防災課庁舎整備係長（板屋達彦君）

では、ただいまの御質問にお答えします。

ドローンの空撮については、3回程度撮影をさせていただきました。その資料につきまして、動画、画像につきましては、成果品として町のほうに頂きました。町に帰属をしておるというふうに認識をしておりますので、町から議会に資料の提供とか画像の提供とかをさせていただければ、使うことは可能かなというふうに考えております。

委員長（奥村 悟君）

よろしかったですか。

ほかに。

委員（岡本隆子君）

7ページですけれども、参議院選挙のほうですが、ここに移動期日前投票所というふうにありますけれども、この移動期日前投票所というのは、何か所、どこの場所でやったかというのを教えてください。

総務防災課行政管財係長（加藤 群君）

それでは、今の質問に御回答させていただきます。

今回、参議院選挙では、移動期日前投票所は上之郷地区の綱木グラウンドと津橋公民館で1回ずつ行っております。回数としては1回ずつなんですけど、日にちとしては1日で行っております。1日の間に1回ずつ移動しておりますので、日付としては1日、回数としては2回というふうになります。以上です。

委員（岡本隆子君）

この2か所ということですね。1日に綱木グラウンドと津橋公民館ということなんですけど、この2か所を選ばれた理由というのは、どういう理由ですか。

総務防災課行政管財係長（加藤 群君）

移動期日前投票所を開催したもともとの理由としては、投票区再編の際に、一番影響のあり

ました上之郷地区で遠くなる場所を、まず近くで投票ができるようにということで始めさせていただきます。

その関係で、もともと投票所がありました綱木グラウンドと津橋公民館の2か所を選定しております。以上です。

委員（岡本隆子君）

そして、その後の選挙でも、このところは投票所は開催されていますか。今年も選挙はあったわけですが。

総務防災課行政管財係長（加藤 群君）

こちらにつきましては、今年の町長・町議においても、こちらの2か所で移動期日前投票所は開催しております。

委員（岡本隆子君）

投票所の再編ということで、上之郷は投票所が少なくなったので、この期日前投票についてはいいと思うんですが、やはり選挙のときに投票に行けないという方が、非常にたくさんそういう声を耳にしまして、例えばこの2地区だけではなくて、一番高齢化の進んでいる稲荷台とかでも、とてもそういう声を聞いたんですが、今後こういった期日前移動投票所というのを増やしていくお考えはありますか。

総務防災課行政管財係長（加藤 群君）

こちらの移動期日前投票所や期日前投票所におきましては、選挙ごとに選挙管理委員会で決定をさせていただいております。

ですので、また今後選挙があるごとに、必要なものがあれば追加していくということになりますので、また今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

委員長（奥村 悟君）

よろしかったですか。

ほかに。

委員（高山由行君）

毎年、私、決算、予算で質問しているところであります。

町営住宅の管理事業です。

8ページの中段、町営住宅の環境整備委託料68万5,987円が決算額であります。

当初予算90万5,000円であったと思いますが、住環境の向上、安全・安心な環境整備の予算であるならば、差額の21万9,013円残で予算を残すことがいいのか、例えば板良の人でもやっぱり草刈りが不足しておるということで、車座のほうでも町長に訴えた人がおりまして、21万何がいしのお金が余っていれば、草が繁茂している部分がたくさんありますので、あそこは人が住ん

でないところは管理されていないということで、隣に住んでおっても草がぼうぼうのところに挟まれて住んでおられる方もいます。そこら辺、政策的なことですので、担当課で答えられなければ町長にお伺いしますが、この予算で環境整備をもう少ししたらどうですか。お金を余らすことはいいんですか。

それともう一つ、これも毎年聞いています。

前ページの7ページの基金積立事業で、町営住宅の建設基金1億一千何かがしが毎年塩漬けで、これずうっとあるんですよ。基金事業といいながら、基金積立事業といいながら積立てはせず、毎年これもどうしていくんだということを確認しながら、毎年行っているわけですが、先の展望もない基金ならばこれを何かに使う工夫を、町長も新しくなったですので、僕がこうやって聞くと、そのうちには住宅を若者のためにとかいろいろな答えが出てきましたけど、今までも。どういうふうに考えておられるのか、その2点をお聞きします。

総務防災課行政管財係長（加藤 群君）

まず1点目の質問にお答えさせていただきます。

こちらの環境整備委託料につきましては、草の伐採とあと支障木の伐採が含まれております。こちらにつきましては、支障木の伐採が、毎年出るときと出ないときがありまして、1回出ると草などは数万円でできるんですが、支障木の場合二、三十万円かかるということもあります。

そのため、草で特に、今のところ町民の方から草を刈ってほしいという依頼がありましたら、早急に対応させていただいておりますが、令和4年度におきましては、支障木の可能性もありましたので、3月ぎりぎりまで残っている予算を残したということになっております。

今後は、今委員が御指摘されましたとおり、そういったことも必要ですが、必要なところがありましたら、草の伐採等に使っていきたいと考えております。

委員長（奥村 悟君）

基金のほうは。

総務防災課行政管財係長（加藤 群君）

こちらの基金につきましては、過去にお答えさせていただいている答弁になりますが、町営住宅の基金につきましては、設置目的が建替えとか建設事業の円滑な推進となっているのが、現状は計画がないため、今後積立てを増やすことや取り崩すといった資金の移動は難しいと考えております。

活用につきましては、使い道の変更等は難しいですが、引き続き検討していきますというふうに過去にお答えさせていただいておりますが、こちらにつきましても、引き続き検討のほうをしていきたいと思っております。以上です。

町長（渡辺幸伸君）

高山委員御指摘のとおり、車座のほうでも板良の方、あるいは上之郷の宿の関係なんかでも、同じように意見が出ております。

住宅の建設云々については根本的な話になりますので、今後検討ということになりますけど、どうしても。それと基金とどう連動させるかというのは併せて検討ということになると思いますけれども、管理する樹木の伐採、あるいは雑草等々の関係については、極力向こうのニーズに応えられるように臨機応変、柔軟に対応していきたいというふうに思っております。

委員長（奥村 悟君）

私からちょっと関連なんですけれども、高山委員の。

町営住宅の環境整備というか、草が繁茂しているということで、特に高倉住宅については、五、六戸の入居で、かなりひどいですね。何か聞くところによりますと、シルバーのほうに委託をして防草シートを張られたということなんですけれども、防草シートですと、一遍張ると七、八年は大丈夫だということになりますので、ちょっとしっかりした防草シートを張れば、七、八年は草の繁茂がないということで、経費の削減にもなるわけなんですけれども、こういった防草シートを使うということは、ほかの町営住宅なんかでもお考えでしょうか。

総務防災課行政管財係長（加藤 群君）

今の質問にお答えさせていただきます。

委員御指摘のとおり、昨年度から防草シートを草刈りした場所で、特に毎年依頼がある場所につきましては、防草シートを張るようにしております。

今後も引き続き予算の範囲内で行いますが、草刈りをした場所で防草シートを張っていき、管理する場所を少しでも減らしていくという取組は続けていきたいと考えております。

委員（岡本隆子君）

9 ページの可茂消防事務組合南消防署御嵩分署移転事業ですけれども、これは組合のほうで購入するという説明でしたけれども、これ今進捗状況はどうなっていますか。

総務防災課防災安全係長（伊佐次洋一君）

ただいまの質問に対してお答えをさせていただきます。

現在、組合からの再開指示を待っているところでございますが、先週になりますが、組合が管理者に、今停止している、検証しなければならない用地選定の経緯ですとか亜炭鉱廃坑対策問題について、検証した結果の報告を行ったと聞いております。

その結果につきましては、まだ報告がありませんので、また改めて分かりましたら随時御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

委員（岡本隆子君）

その件については、なるべく早く議会のほうへ報告をしていただきたいと思います。お願い

いたします。

委員長（奥村 悟君）

ほかに。

委員（大沢まり子君）

8 ページの消防団の処遇改善事業ですけれども、これは私もちよつと協議会のときに出席していなかったので大変申し訳ないんですけれども、予算額は1,600万円ほどで半分の決算の額になっているように思うんですが、これは出動のほうの報酬がやはり少なかったという理解でよろしいのでしょうか。

総務防災課防災安全係長（伊佐次洋一君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

お見込みのとおり、出動回数が火災等も見込んで予算計上しておりますので少なかったことも確かですが、年額報酬につきましても、全団員、条例定数170名分ということで予算計上しており、ただいま幽霊団員がいる関係で、幽霊団員には支給していないことによる支出が少ないということで、主には出動の回数が少ないということになります。

委員（大沢まり子君）

そうすると、条例定数を確保できたというのは、定数確保というのは何名が満杯という失礼ですが、なんですか。

総務防災課防災安全係長（伊佐次洋一君）

条例定数は170名ということで、4月1日時点で170名の団員が在籍しているということになっております。

委員（大沢まり子君）

そうですか。先ほど、ここに出ている数字以外に見えるということですね。支給されない団員さんも見えるということで、そういった方はなかなか活動には出席できていないというのが現状だと思いますけど、火災などがあつた場合はそういう方も、なかなか出られない環境の中で団員になられているのでしょうか。

総務防災課防災安全係長（伊佐次洋一君）

火災に限らず、まずは条例定数170名を充足するところに主眼を置いて、毎年冬頃に勧誘活動を行っております。

いろんな事情がありまして、勧誘して入団した以降、来られなくなってしまったということで、現在幽霊団員がいるので、そういった方は出動できていないというような現状でございます。

委員（大沢まり子君）

そうするとやはり、活動できる団員が欲しいわけですが、そういうふうな状況はどうしても心苦しくなるところもあると思いますが、今、操法大会にも出なくなって、ただ基礎的な訓練はされているということですけど、議員もなかなかそういうところに、前は激励させていただいたり、操法大会も今はないですので、その激励の場もなくて、あと式典もほとんど何もない。議員に対しての式典に参加する場もないということですが、これからはどういうふうになりますかね、そういった場も設けていただけるのか。

総務防災課防災安全係長（伊佐次洋一君）

先日行われました消防団の役員会におきまして、コロナも5類になったということを受けまして、近く開催予定の消防団の連合演習、11月下旬を予定しておりますが、そこから元に戻そうというお話になっておりますので、また改めて議員の皆様にも御案内を送りたいというふうに考えております。

委員（高山由行君）

すみません、関連です。

私も全く大沢さんと同じような質問を今日書いてきましたが、今答えられたのでいいんですけど、今の幽霊団員の話も突っ込んで聞こうかなと思っていましたけど、もうやめますが、例えば私たちが今度視察に行く静岡の長泉町のホームページを見ておりましたら、消防団の活動をホームページのほうでビデオで紹介しておるという努力をしております。

各自治体の中で、そういう努力をしているなという気持ちで見えていたけど、御嵩町もそういう広報広聴で、今若い子に訴えていく何か方策を、予算をつけてやっていったらいかがでしょうという提案ですけど、どう考えられますかね。

総務防災課防災安全係長（伊佐次洋一君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、PRムービーというものが全国で紹介されております。もちろんこちらも検討させていただきたいとは思いますが、昨年度からの実績としまして、最近は若い子を主眼に団員加入促進ということで、東濃実業高校を対象に出前講座を実施しております。

そこで消防団の魅力であったりとか、少しでも入りやすい環境をとということでお伝えしながら、消防団の活動を認知していただくとともに募集をかけているという状況でございます。

委員長（奥村 悟君）

ほかに。

副委員長（鈴木秀和君）

岡本委員の質問された可茂消防の件ですけど、ちょっと3点ばかり質問します。

1つ目が調査測量費の934万円。測量費、調査費、特にボーリング、何メートル何ぼやったと

か、その辺の明細をまず教えてもらっていいですかね。

総務防災課防災安全係長（伊佐次洋一君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

調査測量費の内訳についてですが、まずは1点目、鑑定評価、2点目は測量業務、3点目としておっしゃいましたボーリング調査、地質調査になります。最後に4点目としまして造成の設計業務という構成になっております。ボーリング調査につきましては、2本実施しております。

副委員長（鈴木秀和君）

金額が分かれば。

総務防災課防災安全係長（伊佐次洋一君）

金額につきましては、この事業、町が岐阜県土地開発公社に委託をして実施している事業になります。

金額としては、町としても把握できておりますが、公社が各業者に対しまして入札を執行した結果ということで、今後の入札に影響がある部分がありますので、この場での答えは控えさせていただきますというふうに思っております。

副委員長（鈴木秀和君）

ごめんなさい。ちょっと意味が理解できないんです。

なぜかという、実際に町の予算で934万円出しているわけですよね。それを言えませんかというのがよく理解できないんですけど。どういうことですかね。

総務防災課防災安全係長（伊佐次洋一君）

町の予算としましては、公社のほうに対しまして、測量業務であったり土地の費用であったり、幾らになりますかということを事前に概算費用の請求をしておりますので、その金額をお出ししております。

調査測量費というものも今申し上げましたとおり、4点の構成になっておりまして、その具体の金額につきましては、繰り返しの説明になりますが、公社が入札の上決定したものになりますので、金額についてはお控えさせていただければと思います。

副委員長（鈴木秀和君）

普通の感覚では理解できないんですよ。

なぜかと言うと、御嵩町の財布から934万円出しているのに内訳は知りませんって、普通の感覚だとおかしくないですか。いかがですかね。

僕がおかしければおかしいんですけど、感覚的にはね、お金を払うときに内訳も分からないで総額900万円ですって、はい分かりましたって出す人はあんまりいないと思うんですけど、い

かがですか。

総務防災課防災安全係長（伊佐次洋一君）

内訳につきましては、把握はできております。

先ほど申し上げた4点について、金額がそれぞれ幾らになりましたということ、当然把握はしておるんですが、先ほど来御説明させていただいておりますとおり、入札執行の適正管理という点でお控えさせていただいているというところでございます。

副委員長（鈴木秀和君）

ちょっと押し問答になってしまうのでやめておきますが、2番目が、なぜ聞きたかったかというのは後で説明します。

2番目が、岡本委員がこれからの予定について聞かれたんで、そこはまたそれは出たところでということになります。

3つ目が、今正直言って、これだけを見ますと、あくまでも御嵩町が2,400万円で、土地を買いましたという状況になっているんですね。状況だけ見るとですよ。

本来は、別に御嵩町は形式的に間に入るだけで、土地を開発公社を経由して商工組合が買うという流れであって、あくまで御嵩町は形式的に間に入って、そういう方法でやってくれという流れでやったはずなんですけど、今これだけ見ると御嵩町がこの土地を取得したという形になってしまっているわけなんですよ。

その辺が、結局プロセスに、やっぱり何らかの問題があったんじゃないかという気がするんですよ。

それでさっきなぜ聞いたかというのと、もともと本件のいきさつって、結局亜炭鉱跡の空洞があるかないかというところが最大のポイントだったんですよ。

それがなければ別に恐らくスムーズにいつていたと思うんですけど、それがあったために調査費用、調査費用は別ですね、実際に充填しなければいけない費用がすごく1億円かかるのかという話になってしまって、話がちょっと止まってしまっているという経緯だと思うんです。

だから、そういう意味では、ボーリングの費用がすごく高いのでやりませんでしたという議事録をどこかで読んだことがあるんですけど、そういう意味でボーリング費用って1本何ぼ、幾らだったんですかと、それをけちるほど高かったんですかということを質問したくて、先ほどのボーリング費用を聞いたんですね。

もちろん鑑定とか調査費とか、それはかかりますけど、測量とか。基本はボーリングをやっ
てなければよかったね、あればちょっとこういう大きな費用がかかるねという話になったはず
なんで。なぜそのプロセスを飛ばしたのかと、今さら言っても仕方ないんですけど、そこを知
りたくて、ボーリングが幾らでしたかということを聞いたわけですね。

最後にもう一つ、町長にも関連するんですけど、本件のような支出の場合、やっぱりどこかプロセスがおかしかったんだろうという気がして仕方がないんです。

特に御嵩町が結局一旦であろうが、2,400万円も出した形になってしまっているということで、それもこれも補正で組んで出したわけですね。だからそういう意味では、やっぱりちょっと向こうで検証はしているというものの、御嵩町においても検証しないといけないんじゃないかということで、まさに法律的な面とか、お金の面からいけば、新庁舎で予定されている第三者委員会、そういう検証も必要になってくるんじゃないかなというふうに思っているんですけど、町長、いかがでしょうか。

町長（渡辺幸伸君）

これに関しては、今の主体の話にもなるんですけども、可茂の消防組合等々のほうで事業等を進めております。

土地開発公社を絡めて、うちのほうで事務的な部分ありますけど、先ほど委員もおっしゃったように、組合のほうで進めていく事業ということで認識をしておりますので、仮に検証という話、あるいはプロセス等の、もう一度洗い出しという部分については、可茂のほうで実際行っていて、その検証結果を踏まえて、うちのほうで妥当だよ、問題ないよねという確認をして進めていくということになるんじゃないかというふうに思っております。

副委員長（鈴木秀和君）

ごめんなさい、しつこくて。

そのとおりなんですけど、なぜこんなこと言うかということ、一応少なくとも2,430万円お金が出ているという事実があるということで、これ出ていなければあくまで形式的な話でいいんですけど、ちゃんと予算で組んで、実際に支出もしているわけですから、そこは可茂の話ですよと言ってあんまり横に置いてしまうのはいかがかなというふうに思います。

ぜひ、消防のほうの検証を受けて、それをうのみにするんじゃなくて、こちらとしてもちゃんとよくチェックするようなことをお願いしたいなということで、本件を終わります。

委員長（奥村 悟君）

よろしかったですか。

副委員長（鈴木秀和君）

はい。

委員長（奥村 悟君）

そしたら、私のほうから1点ですけども、今日から秋の交通安全運動も始まったわけですけども、高齢者の事故が多いということで、全国的に。高齢者運転者の交通安全対策事業補助金があるわけですけども、サポカー補助金です。

決算書の45、48ページの負補交のところですけども、令和3年度から始まっておりますけれども、利用者は4件で8万円だったんですが、令和4年度については一応何件で何万円支出しておりますかね。

防災無線でも今流れておりますけれども、令和5年度も参加しておりますけれども、その辺のところをお願いいたします。

総務防災課防災安全係長（伊佐次洋一君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

委員のおっしゃったとおり、令和3年度に関しましては初年度ということもあり、4件の実績がございました。令和4年度につきましても、積極的なPRを行ってまいりましたが、決算書のとおり実績は一件もございませんでした。

参考までにですが、今年度は1件の申請がございまして、もう一件つける予定があるというお話を聞いておりますので、引き続き積極的な周知と交通環境の整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

委員長（奥村 悟君）

防災無線のPRを言ったり言わなんだりで、2週間ぐらいずっと言っていたかと思うと、途切れちゃってずっと継続していないもんですから、いろんな媒体を使って、ぜひともPRをお願いしたいと思います。

ほかに。

副委員長（鈴木秀和君）

6ページ、ピンクの表紙の6ページのところです。

四角の1番目と4番目、両方とも新庁舎関連なんですけど、上のほう、これが設計業務ということで支出をして、合計約1億8,000万円の設計料だと思います。

今まで新庁舎に関して総額で出ている金額が6億8,000万円ということですが、そのうち1億8,000万円ということで、すごく大きな部分を占めています。

実際に設計業務が完了しているんですけど、入り口に模型があったりとか、時々チラシなんかでパースがあったりとかしているんですけど、この成果品というのは開示があるものなのか、例えば1か月間見てくださいといって縦覧されるものなのか、これは別に人に見せるものじゃないから内側で持っていますというものなのか、その確認が1点。

もう一つが、同じ新庁舎なのでちょっと聞いちゃいますね。

下から2番目に土地が3万2,916平米と書いてあります。これ昔から見ると、大体3.7ヘクタールという言葉が、昔からずっと出てきているんですよ。何で3.2と3.7と2つあるのかなと見ると、何となく5,000平米は児童館と幼稚園の敷地が5,000平米かなというような感覚ではある

んですが、ちょっとこの数字の表現の仕方、3.7ヘクタールと3.2ヘクタール、これを教えてほしいという2点です。お願いします。

総務防災課庁舎整備係長（板屋達彦君）

ではただいまの御質問にお答えします。

まず1点目です。

成果品の開示のことについてでございます。

成果品の開示につきましては、先ほど委員おっしゃったとおり、これまでに平面図ですとか、パース絵、また役場の玄関に展示しております模型、こういったものを開示している、開示できるものについては成果品は開示はしております。

ただし、工事発注用の設計書、こういったものについては申し訳ないです。入札前のため開示することができませんので、御理解をいただきたいなというふうに思っております。

2点目、用地の3.7ヘクタールの件でございますが、これまで基本計画ですとか、基本設計、こういったものでお示しをしておりました3.7ヘクタール、こちらにつきましては敷地内の水路とか道路、こういったものを含めた全体の計画の面積と御認識ください。

一方で、主要施策の6ページに載っております3万2,916平方メートル、こちらについては購入する土地の面積、言わば個人所有の土地の面積の合計というふうに御理解ください。

ですので、その数字の差につきましては、いわゆる公有地であります道路、水路、そういった分がその差分ということで御認識いただければなというふうに思っております。

委員長（奥村 悟君）

ほかに。

副委員長（鈴木秀和君）

今の庁舎の関係なんですけど、今の6ページなんですけど、2番目の木材調達、これは一応ゼロ、それから用地購入も行わなかったんでゼロということだったんですが、予算を組んで執行ゼロ、これはいろんな事情があってできなかったということで、単純にそういうふうに思ってくださいという理解をするしかないんですかね。

予算を組んでおいて使わないという、そういう事実というのはどう理解をしたらいいんでしょうかという質問なんですけど。

総務防災課庁舎整備係長（板屋達彦君）

予算を組ませていただきましたけれども、様々な都合で執行ができなかったということで、執行がゼロでございました。

では、なぜこの主要な施策にこのゼロで記入したかというところにはなってきたんですが、基本的にこの主要な施策の成果の欄に記入する事業としましては、令和4年度の当初予

算に計上したものであったり、まちの主要事業、こういったものについては記載するというような基本的なルールがございましたので、決算額はゼロではございましたが記入をさせていただいたところでございます。

委員長（奥村 悟君）

よろしいですか。

副委員長（鈴木秀和君）

11ページなんですけど、森林環境整備基金繰入れですけど、ちょっとすみません。

あまり詳しくないんで、ちょっと質問の内容が間違っていたら勘弁してほしいんですけど、森林環境整備基金というのは、国のほうから今のところ交付される内容で、森林環境税そのものはこれから住民税に1,000円上乗せして我々も負担していきなさいいけないと。今のところはまだそれは負担していないんですけど。もともとそういう森林環境整備基金というのは、温室効果ガス排出削減目的とか、森林整備に必要な財源とかそういうものに使うということで、パリ協定か何かからの流れでなってきた、いわゆる基金とか税金の関係だというふうに聞いております。

その中で、市町村においては、木造公共建築物の整備に充ててもいいという目的には入っているんで、今回、新庁舎の木材調達業務の中に、結構大きな金額がこの整備基金から、国から来たものを一旦整備基金に入れ、それを木材のほうに充てているということなんです。

木材についてはもう一回ちょっと、農林課のところで聞かなきゃいけないんですけど、そういう本来の目的に確かに入っているとはいうものの、温室効果ガス排出削減のほうに使っていくというようなお金にもうちょっと使わなきゃいけないんじゃないのという気がするんですけど、その辺はどうでしょうか。

総務防災課財政係長（川上敏弘君）

それでは今の御質問にお答えさせていただきます。

法律では、市町村は森林整備及び促進に関する費用に充てることができることとされていまして、御嵩町の基金条例でも、そのように記載させていただいております。

なので、今後、そういった森づくりですとか人材育成などにも活用できるかと思っております。

補足ではございますが、この基金の管理につきましては、7ページにもありますとおり、農林課でも管理をしておりますので、今後の方針などにつきましては、農林課などでもお答えできるかと思います。よろしくお願いいたします。

委員長（奥村 悟君）

よろしかったですか。

ほかに。

副委員長（鈴木秀和君）

これの60ページというのはどこの管轄になるんですかね。黄色い表紙です。

財産に関する調書ということで、内訳があります。

先ほどの質問した消防の土地、これは今回確かにお金を出して取得しているんですけど、実際の形式上の取得はもう少し前だったんで、これは令和4年度ですよ、の項目に入っていないんですかという確認の質問が1つと、あとこの森林の一番下の2つ、信託契約の引継ぎということで、一度戻ってきたのが236万平米で、また信託をしたのが162万平米ということで、70万平米近い差があるんですけど、その辺の数字の差というのは何でしょうかということの2点をお願いします。

総務防災課行政管財係長（加藤 群君）

まずは1点目の質問にお答えさせていただきます。

先ほどの消防の土地につきましては、委員が御指摘のとおり、令和3年度に登記が御嵩町のほうに動いております。

現在の財産に関する調書につきましては、登記の異動について変更があったものを載せておりますので、令和3年度の決算書のほうに載っておりますので、今回載っておりません。

2点目の森林信託の件につきましては、説明資料の中では、北山の1041－1ほかというふうに入っております。こちらにつきましては、信託の事業が第1期と第2期がありまして、戻ってきたものが第1期の分になります。一部、第1期の分が第2期にも土地として含まれておりますが、基本的は違う土地を第2期で信託しておりますので、こちらの信託した面積が異なりますので、面積の差が出ているというふうになっております。以上です。

副委員長（鈴木秀和君）

ですから、どこに差が、同じ地番が書いていますよね。1064－1ほか、105－1ほか。戻ってきて全部を信託したんじゃなくて、別のものというのは全く別のものなの、そのうちの、これどういうふうに理解したらいいのか、ちょっと教えてください。

総務防災課行政管財係長（加藤 群君）

第1期の部分につきましては、御嵩町の御嵩字北山の土地を出しております。第2期につきましては、第1期の中で、信託自体は5年たつと2回目の間伐ができるというふうになっているそうなんです、第1期の中の間伐した中で、5年たって協議の中で2回目の間伐ができると言われた北山の土地10筆、第1期のほうは北山の土地47筆がございました。第2期のほうは北山の土地10筆が1期と同じ面積で、それ以外に中地区の字北山東と上之郷地区の一部の山林が入っておりますので、基本的には違う山林が第2期のほうは、第1期とは全く違う場所の山

林が入っているということになっております。以上です。

副委員長（鈴木秀和君）

多分、図か何かで見ないと理解できないと思いますので、結構です。

ありがとうございます。

委員長（奥村 悟君）

ほかに。

副委員長（鈴木秀和君）

13ページですね。お願いします。

13は亜炭鉱だから違いますね。ごめんなさい。失礼しました。

委員長（奥村 悟君）

いいですか。

ほかに。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

認定第1号 令和4年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についての採決は、全ての課の質疑終了後に一括して行いますのでよろしくお願いをいたします。

次に入ります前に、審査の前に山田企画課長と澤田リニア対策係長が同席しますので、よろしくお願いします。

次に、議案第55号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部より補足説明がありましたらお願いします。

企画課長（山田敏寛君）

15日の委員会付託の質疑において、清水議員から審議会が民有地に対して言うことが法的に問題ないのかとの趣旨の御質問をいただき、委員会までに顧問弁護士に確認すると私が回答した件につきまして、御説明させていただきます。

顧問弁護士に問合せをし、回答をいただきました。

民有地を含む置場計画地を審議会の対象とすることについて、土地所有者であるJR東海や個人の土地利用に関する是非を町附属機関という公的機関が審議、答申することになるが、法的に問題はるか。

計画地は町有地を含めた一体的な計画であるため、附属機関で審議、答申することに問題はないと考えるかいかがかと尋ねました。

回答は、審議、答申することに問題ないと思われるでありました。

町有地を利用することの是非、町内の環境に与える影響、自然環境の問題、これらを包含するもので、さらに町有地を含めた一体的な計画であることもあって、必然的に民有地に触れざるを得ないという御見解でありました。以上です。

委員長（奥村 悟君）

ありがとうございます。

先般の総括の、清水議員の質問に答えていただきました。

ほかに補足説明は。

総務防災課長（古川 孝君）

総務防災課からは、特に補足はございませんのでお願いいたします。

委員長（奥村 悟君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員（高山由行君）

答えいただきました。

それで、やっぱり清水議員も心配しておられるのは、民間の方が審議の委員会の委員になるわけですので、最終、何か責任問題があったときに、民間の方に責任追及があるかということをお心配されていると思いますが、そういうことはないという判断でよろしかったですかね。

企画課長（山田敏寛君）

先ほど説明したものでありまして、その委員の個人が責任を問われるかどうか、そこまで具体的といいますか、個別には確認していないんですが、とにかく審議会で審議、答申に問題ないということですので、それはその中で個人が問われることはないという見解と考えております。

委員長（奥村 悟君）

よろしかったですか。

ほかに。

委員（岡本隆子君）

これは施政方針に対する質問でもしたんですが、御嵩町には環境基本条例に基づいた法定の環境審議会がありますね。今回、これについては一番最初の頃に一度諮問されたという、諮問で答申を受けたという経緯はあると思うんですが、今回の問題については、この環境審議会ではなく、こちらのリニア審議会ということなんですけれども、もともとある法定の環境審議会にかけなくて、こちらを設置するということについての明快な理由を教えてください。

すが。その点についてお願いいたします。

企画課リニア対策係長（澤田勇介君）

では、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず環境審議会の皆さん、御専門は当然環境ということで、リニア事業におきましても大変重要なテーマになってくることは認識しております。

一方で、環境面だけでなく、地元の方、特に上之郷地区の皆さん、心配や懸念の声をいただいている中で、上之郷地区の皆様とＪＲとの交渉、どういう方向で行うかという合意を得ていくという部分では、環境１点に絞った環境審議会というよりも、リニアの審議会という形でやっていきたいと考えたところでございます。

委員（岡本隆子君）

環境審議会は、ルーチンとしまして環境基本計画の進捗状況の確認だとか、それからその評価をされているということなんですけれども、過去におきましては、前沢の医療廃棄物の中間処理施設の件について、諮問を受けて有識者を呼んで調査して答申したという経緯もありまして、この点については各務部長はよく御存じだと思えるんですけれども、それでその環境審議会は、環境基本条例の条例に基づいてできた法定の審議会で、今後、先ほどの澤田係長の説明だと、合意を得ていくのに上之郷の地区の方の心配や懸念があって、合意を得ていくのに新しく審議会ということなんです、新しく審議会を設置することについてはいいんですけれども、環境審議会の在り方といいますか、今後環境審議会にはもうかけないでいくということなのか。

前に一度、これは平成27年に質問したときの葛西参事の答弁の中では、いろいろ手続が明らかになっていって、県の意見を反映することを要求しております。町としても同様に意見を反映していただきたいと考えていますので、町の審議会に協議する段階とはそのような時期であると考えていますというように言われていまして、環境審議会にはかけていこうというお考えなんですね、この当時。平成27年の第１回定例会の一般質問のときですけれども。それで、今回このリニア審議会を設置されるということなんです、御嵩町の環境審議会の立ち位置といいますか、環境審議会はどうしていくんですか、今後。かけていくのか、ここを飛ばして、これで環境審議会はこれについては関係ないよということにするのか。法的に環境審議会が置かれているわけですので、それに対する説明が要ると思うんですけれども、そこはどういうふうに考えていったらいいでしょうか。

企画課リニア対策係長（澤田勇介君）

では、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず環境審議会、意見を今後聞いていく予定、当然ございます。それがいつかというところなんですけれども、置場の影響検討という法的手続の中で、ＪＲの具体的な保全策、含むものに

なりまして、岐阜県に出されまして、それが意見聴取という形で町にも参ります。

そのときに、ＪＲの具体的な保全策を見ていただきまして、そこで御意見をお願いさせていただくと、そういう形で、これは令和４年度中に環境審議会さんにもこのタイミングで意見をいただきますというのは説明させていただいて御了解いただいていると、そういう状況でございます。

委員（岡本隆子君）

もう一回確認なんですが、令和４年度中に審議会の方には説明して、今後かけるよと、諮問しますよということを伝えてあるという理解でいいですか。

企画課リニア対策係長（澤田勇介君）

ちょっとこちらにつきましては、リニア事業という、ちょっと特殊性もありまして、計画の是非の部分というのは、町が投棄をやるやらないとか、そういったところの判断は町が行って、ＪＲの環境面の保全策についての意見をいただくと、そういう形でいただくという形になるんですけれども、その形としては答申という形ではなくて、参考意見という形でいただくということで、現在環境審議会にも御了解をいただいているという状況でございます。

委員（岡本隆子君）

確認ですが、ＪＲの保全策について、諮問、答申ではなくて参考意見をもらう。それが今後ということですね。はい、分かりました。

法的には、これは別に環境基本条例は問題ないんですか、そういうふうで。

環境基本条例、読みますと、町の重大な、環境審議会の設置が19条、20条、21条のところにありまして、審議会の所掌事務というところで、環境の保全と創造に関する基本的事項や重要事項ということで、町長の諮問に応じて次の事項を調査及び協議し意見を述べますとありますが、これはもう、諮問と答申という形じゃなくて参考意見を聞くということで、この条例上問題ないですかという、問題ないでしょうか。

企画課リニア対策係長（澤田勇介君）

今、下打合せということで、そのような形で打合せをしておりますけれども、環境審議会の所管部署とも、条例の解釈はしっかりと確認しながら進めていきます。

委員長（奥村 悟君）

よかったですか。

ほかに。

副委員長（鈴木秀和君）

まず基本的な質問なんですが、今回プロポーザル評価委員会というのを、一応計画されています。これは町長及び教育長の附属機関という書き方をされています。

これまで条例を見ますと、あくまでも町長の附属機関、教育長の附属機関というふうに、一応何個かつくられているわけなんですね。私の認識だと、町長と教育長、一応基本的にはそれぞれ独立した立場であるよというのを、過去、議員になる前には皆さんから聞かされてきて、別々だという話。

それをくっつけたような諮問機関というのは、何か成立しないんじゃないかという気がするんですけど、これは法的というか、形式上問題ないということではよろしいんですか。

総務防災課行政管財係長（加藤 群君）

まず委員御指摘のとおり、町長と教育長は執行機関が別であり、独立しております。

今回の条例で町長及び教育長というのは、機関をまたがっているものをつくるというわけではなくて、双方の機関、それぞれに設置される附属機関という意味になっております。

こちらにつきましては、条例上の書き方として、2つにまたがって、それぞれでつくるときに並列した語句を合わせるときに「及び」を使いますので、他市町村の事例におきましても、町長及び教育長の附属機関という形で、それぞれ両方とも、例えばプロポーザルであれば、町長局のプロポーザル、教育長局のプロポーザルということで、それぞれにプロポーザルの附属機関ができますので、そういった場合も「及び」で合わせているという書き方だけでして、特にまたがっているという意味ではございません。

副委員長（鈴木秀和君）

分かりました。

そうすると、実際にこの条例に書くときも、1番、町長の附属機関としてプロポーザルが出てきて、2番、教育委員会の附属機関としてまたプロポーザル評議委員会というふうに書かれるんですか。

それとも、3番で及びで新しくできちゃうんですか。形式を教えてください。

総務防災課行政管財係長（加藤 群君）

条例の書き方としましては、1番が町長部局にしかない附属機関になります。2番が教育委員会にしかない附属機関になります。3番が今回の町長及び教育長ということで、書き方としては今回の概要に書いてあるものと一緒の書き方になりますので、3番を新しく町長及び教育長の附属機関という形でつくることになります。

副委員長（鈴木秀和君）

最後、確認です。

そういうふうには書いても、あくまでもまたがるわけじゃなくて、町長に附属するいわゆるプロポーザル、教育長に、別々の実際の委員会になるというふうに理解してよろしいわけですね。

総務防災課行政管財係長（加藤 群君）

おっしゃるとおりです。

副委員長（鈴木秀和君）

分かりました。ありがとうございます。

委員（岡本隆子君）

このリニア発生土置場の計画審議会なんですけれども、ここには学識経験を有する者またはというところと、それからその他町長が必要と認める者ということもあるんですが、ここに弁護士を入れるべきではないかなというふうに思うんです。

なぜかといいますと、残土処分地計画なら、埋立てに関する県の条例とか、それから林地開発なら森林法の問題など、そういった審議に伴う法律家が必要ではないかなと思いますが、その点についてはどういう御見解でしょうか。

企画課リニア対策係長（澤田勇介君）

では、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

ちょっとこれまでのリニア審議会の説明と重複する部分がございますけれども、まず目的のところ、ＪＲとの交渉、どういう方針でやっていくかと、そういったものを多方面から議論して集約するというものでございます。

冒頭で山田課長から説明がありましたとおり、審議会でどういった形でＪＲと協議していこうねという協議をすること、審議することについては、まず法的な問題がないということでございます。

実際に、町がＪＲだったり民間の土地に利用制限を具体的に法令に基づいて行くと、そういった場合には法的な、そういった弁護士の見解が必要になってくるかというふうに考えております。

なので、審議会の時点では、まだその法的な抵触とか解釈のそごとか、そういったところには及ばないというふうに判断しておりますので、審議会の中に弁護士の委員というのは今のところちょっと検討には入っていない状況でございます。

委員（岡本隆子君）

もう一度確認なんですけど、ＪＲとの交渉でどういう方針でやるかということを審議会で話し合うわけですが、そのＪＲとの交渉の中で、今のところ法的な部分は要らないということですか。

ＪＲとの交渉をしていくのにどういう方針でいくのかというところで、法律家が要るんじゃないかなというふうに思えるんですが、要らないということでしょうか。

企画課リニア対策係長（澤田勇介君）

あくまで法的チェックというのが必要になるのは、町が利用制限とか規制を行う段階というところで考えておりますので、審議会から答申をいただいて、その答申をもってJRと交渉する、この辺りまでは弁護士の先生には、必要に応じて顧問弁護士に確認していくことはあるかと思うんですけれども、委員として審議会に入っていただく必要まではないというふうに考えております。

企画調整担当参事（田中克典君）

今のお答えについて補足させていただきます。

もちろん、弁護士の方にずっと審議会の中にずっといていただくというよりは、審議の中でそこは法律的な観点で確認が必要だよねということがあれば、それはこちらのほうの事務局に持ち帰って、顧問弁護士のほうに聞いて、こういう解釈でしたというのをお伝えしてやっていければいけるのかなというふうに思っております、ずっと委員の中に入っているというのはちょっと考えていないというような状況でございます。

委員（岡本隆子君）

今、田中参事が言われたように、法律的な解釈が必要であれば顧問弁護士にその都度聞くことができるということなのですが、やはりもう一回言いますと、全体の流れとか、そういったことを把握した上で、なので必要なときに弁護士に入ってもらえばいいと思うんですが、そのところは顧問弁護士で、ここの段階では顧問弁護士で十分だとか、やってもらえるということなんでしょうか。

企画調整担当参事（田中克典君）

そうですね。

もう一個出ています第三者のほうと趣旨が、今回のリニアのほうとはちょっと違いますので、ずっとついていただいて、専門的な知見で法律的にどうかというのをずっと検証していくというよりは、そのときに応じた交渉の仕方とかが問題があるんじゃないかとか、ここの法律の観点で、例えば森林法であれば森林法のここの条文としての解釈が確認が必要なんじゃないかということが出てくれば、そのときに確認していくといったほうが合理的な部分もあるのかなというふうに感じております。

副委員長（鈴木秀和君）

今のに関連して、私も1つ。

これまで例えば新庁舎とか消防署とか、結局やっぱり法的なチェックを意外とおろそかにしてきて、こういう事実になっていると。これは間違いないと思うんですよ。

ですから、要らないというのは簡単なんですけど、置いておけば、そのときに聞けば済む話なんですよね。正直言って、2回ずつ5か月で10回ですかね。特に調査するような時間は先生

には取らせないわけですから、そこに出席していただくぐらいの時間であれば、時間的にも短いし、金銭的な負担も大きくなければ、僕は過去の反省からすれば、置くべきだと僕も思います。

ここには、その他町長が必要と認める者というところがありますので、ここは町長の判断でぜひ入れていただく判断をしていただきたいなというふうに一応感じております。以上です。

委員長（奥村 悟君）

質問じゃないですね。意見ですね。

副委員長（鈴木秀和君）

はい。

委員長（奥村 悟君）

ほかに。

副委員長（鈴木秀和君）

すみません、まだ2つぐらいありますのでごめんなさい。

今回、条例の改正ということで附属機関の追加になるわけですが、附属機関って、皆さん条例を見ると十数個あって、物すごいたくさんあるんですよ。

この条例を見ますと、決めているのが名称と所管業務、委員の定数、構成、任期、この5項目だけなんですよ。

細かい規定が、それぞれの審議会とか委員会について、細かい規定まで定められているものがありますかというのが1つの質問で、全くないということは、そのときの運営に任せられているお任せになっちゃっていると、こういうことなんでしょうか。確認です。

総務防災課行政管財係長（加藤 群君）

今回の附属機関の条例につきましては、具体的な委員会につきましては、本条例を根拠として設置をしていくものであるため、条例の中で一つ一つ、細かい委員会の詳細は記載しておりません。

こちらの条例の第12条におきまして、その他組織運営に関することで必要な事項は別に定めると規定しておりますので、具体的な委員会につきましては必要なものがありましたら、規則や設置要綱等で定めることとなっております。以上です。

副委員長（鈴木秀和君）

定められるのは分かったんですが、そういうのがありますかという質問もしたつもりなんです、今の条例の中で。

総務防災課行政管財係長（加藤 群君）

現在の条例もあります。

その設置要綱等の定められたものは、現在の条例に規定されている委員会も設置をしております。

副委員長（鈴木秀和君）

どうも質問と回答がうまくかみ合わないのは、私の質問が悪いのか。

具体的に、例えばこの委員会にはこういう細かい規定ができているものがありますかという質問をしたつもりです。17項ぐらいありますよね。

そういうものが、規定ができるのは分かりました。規定ができたものがありますかという質問です。ほかのホームページを見ても多分調べられなかったんで、質問しております。

総務防災課行政管財係長（加藤 群君）

全部、設置要綱自体はつくっております、ホームページのほうは規則までしか掲載しておりませんので見られないですけれども、全て設置要綱等は作成しております。

副委員長（鈴木秀和君）

分かりました。

委員（岡本隆子君）

この審議会の傍聴の件なんです、これは原則公開だと思うんですけれども、この間確認したときは、公開できるかどうかは分からないけれども、議事録の公開はするとおっしゃったと思いますけど、全協の説明のときだったかだと思います。

それで、まずもう一回確認ですけれども、傍聴ができるのかどうかということと、それから選考基準と選定理由の公表はされるのかということと、まずそのところをすみません。2つお願いいたします。

企画課リニア対策係長（澤田勇介君）

今の質問にお答えさせていただきます。

御嵩町附属機関の設置に関する12条にありますとおり、必要な事項は別に定めていくという中で、公募の実施方法とか、公募委員の選定、こういったことも定めていきたいというふうに考えております。

また、公開の関係もその中に盛り込んでいくことになろうかというところもございますけれども、会議は原則公開していくというのが条例にもありますので、公開していく考えではございますけれども、公開の具体的な仕方につきましては、審議会委員にも諮って在り方を決めていくということでございますので、よろしくお願いいたします。

委員（岡本隆子君）

審議会の委員に諮って決めていくということなんです、以前、フォーラムもしっかり議事録をすぐに公開していただいて、その点についてはよかったと思いますけれども、今回は審議

会という形であるので、もし傍聴できない非公開であるとしても、後で議事録の中でやっぱり発言者の明記と、それから公開して、それに対して当然意見が言えるプロセスは残していただいていただきたいと思います。その辺も今後検討という理解でいいですか。

企画課リニア対策係長（澤田勇介君）

その点についても、今後の検討課題ということでございます。

委員長（奥村 悟君）

よろしかったですか。

副委員長（鈴木秀和君）

第三者委員会のほうについて確認します。

この前、説明を受けたときに、第三者調査委員会調査等指針という弁護士協会が定めた指針があるので、それに従って運用すると。したがって、弁護士とか会計士なんかも個別に指名するんじゃなくて協会にお願いしてやっていく、そういうことで説明を受けました。

それで、この指針をずっと読んでいくと、同指針第11に、事務局は調査対象に利害関係のない部署の職員とすべきであると、明確に書いてあるんですよ。つまり、やっぱり第三者委員会で法的とかチェックするんで、事務局も分けるぐらいやったほうがやっぱり公明正大と透明性があるというふうに協会の指針には書いてあるんですが、先日の回答だと事務局は総務でやりますという話だったんですが、指針にあればそれに従うのも一つかなというふうに思うんですが、そのような考えはないですか。

総務防災課庁舎整備係長（板屋達彦君）

ではただいまの御質問にお答えします。

先般、全員協議会のほうで事務局という表現が大変誤解を招くような形となつてまいりまして、大変申し訳ありません。まず事務局ではございません。あくまでも委員会の庶務を担うものというふうに御理解をください。

では、一例を申し上げますと、庶務ですので、例えば委員の報酬の支払いですとか、会議の日程調整、会場の準備など、そういった庶務を担うものというふうに御理解ください。決してその委員会のグリップを握るようなものではないというふうに御理解いただけたらなというふうに思います。

副委員長（鈴木秀和君）

分かりました。

やっぱりこういう委員会をやると皆さん、外から来る方ですから、資料を出してくださいというのが絶対出てくる。そうすると、その資料の出し方で差配されると、またこれもしかなものかというのが出てくるんで、資料となるとやっぱり当該部しか出せないと思いますけど、

そこに要するに忝意が働かないように、そこまでちゃんと公明正大にやっていますということをやっていないと、信用面、得られないんで、ぜひ。

庶務というのは分かるんだけど、事務をやる人もいないと、事務というのは資料を提供とかいうのは絶対出てきますから。そのところも併せて十分に配慮して行ってくださいということ で終わります。

委員長（奥村 悟君）

ちょっと私のほうから。

先般の総括のときに、指定管理者の選定評価委員会の話が出たわけですが、固有名詞を言っていないかどうか分かりませんが、今度、3月でてらすの農業体験施設、ここの指定管理が5年で切れるわけですが、その評価があつて、12月議会にかかるわけですが、そういった既存の今の継続というか、引き続きの1社の選定があつたり、それから新しくするものについては幾つか複数の応募者が出て選定というか、評価するわけですが、条例の中身を見ると、選定の過程及び手続の公平性、透明性を高める観点から行うということですが、そこら辺、事務局が離れるわけですが、そこら辺のすみ分けというのは、その違いがどんなふうな、この前課長もちょっと答えたわけですが、評価の部分だけをやってもらうということで、もう少し具体的にちょっとお聞かせいただけますか。

総務防災課行政管財係長（加藤 群君）

具体的にというのは、今回のてらすの関係がというところですかね。

委員長（奥村 悟君）

てらすというか、3年、5年ごとの次の更新というか継続で、そこが出てくるわけですね。そこしか出てこないものと。それから新規で幾つか、3社か5社ぐらいが応募してきて、その評価をしていくわけですが、そこら辺の違いというか、違いはないわけですか、やり方としては。

総務防災課行政管財係長（加藤 群君）

こちらの今回の指定管理選定委員会につきましては、今までは町の職員で主に選定をしておりましたが、今回は附属機関になりますので、町の職員ではない、民間の方で委員のほうで構成されます。それにはまず透明性のところが確保されるということで、今回の目的には入っております。

あとそれ以外の選定方法につきましては、またこちらの条例に合わせまして、設置要綱を、先ほどちょっとお話に出ました設置要綱をつくりまして、その中で検討していきたいというふうに考えております。

委員長（奥村 悟君）

要綱で具体的に定められるということですね。はい、分かりました。

ほかに。

副委員長（鈴木秀和君）

今の要綱の話のところでも出てきたんですけど、実際に行う前にそういう要綱は開示されるというんですか。説明されるというふうに思っておいてよろしいですか。

それとも決めた紙があるというだけで、それを事前に説明するとか報告するとかということは特に予定していないということなのか、こういうふうにつくりましたよというぐらいの話はあるものなのか、その確認をさせてください。

総務防災課行政管財係長（加藤 群君）

一般的に条例以外につきましては、規則、要綱につきましては、議員の方々にその都度説明をしていることはございません。

ただ、規則、要綱につきましては告示をさせていただきますので、作成してから告示のほうで周知を一般の町民の方に周知をさせていただくということになります。

委員長（奥村 悟君）

よろしかったですか。

副委員長（鈴木秀和君）

はい。

委員長（奥村 悟君）

ほかに。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようでございますので、これで質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時23分 休憩

午前10時26分 再開

委員長（奥村 悟君）

休憩を解いて再開をいたします。

これより議案第55号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案について賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

賛成全員であります。したがって、議案第55号は可決すべきものと決定しました。

これで総務防災課関係を終わります。御苦労さまでした。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は40分といたします。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

委員長（奥村 悟君）

休憩を解いて再開をいたします。

企画課関係に移ります。

認定第1号 令和4年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち、企画課関係について、執行部より補足説明がありましたらお願いします。

企画課長（山田敏寛君）

補足説明ございません。

委員長（奥村 悟君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員（岡本隆子君）

主要施策の4ページです。

ふれあいバス運行補助金というところなんです、ふれあいバスにつきましては、多くの方からなかなか使いづらいといいますか、使いこなせていないという点もあるかもしれませんが、非常に通院などになかなか使えないという声がたくさん出ていると思うんですが、そういう声は聞いてみえるのか、何か要望を聞いてみえるのか、今後どういうふうにしていかれるのかという。見直しをいつするのかとか、福祉課との連携とか、そういった点についてどのようにお考えであるのかお聞きします。

企画課企画調整係長（安藤裕之君）

それでは、岡本議員の御質問にお答えいたします。

ふれあいバス、ふれあい予約バスの利便性、または福祉部門との連携、見直しの予定等々御質問いただきました。

現在、利便性向上につきましては、実際に利用者の方からお声をいただく機会が非常に多々ございます。実際に自治会から御要望をいただきまして、令和4年度につきますとふれあい予約バスのバス停を4か所追加させていただきました。引き続き、ニーズを把握しながら御嵩町の地域公共交通会議、またふれあいバス等公共交通研究会という組織もございますので、こちらのほうで利便性向上については協議していきたいと考えております。

福祉部門との連携という面につきましては、今年度に、令和5年度になりますけれども、民生委員さん向けにバスの乗り方のレクチャーを行う予定としております。改めてにはなりますけれども、利便性をもっと向上させてほしいという声が、自宅の近くにバス停がないのか、行きたいところにバス停がないのか、または予約方法が難しいのか、いろんなニーズがあると思いますので、その辺りをきちっと拾い上げながら、次の公共交通につなげていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

委員（岡本隆子君）

今どこが利用しにくいのかということの声を拾っていくということなんですが、なかなか高齢者の実際使いたいと思ってみえる方が自治会の会議には出られないとか、意見を言う場がないということがあると思うんですが、そういった実際に本当に困っている方の声を拾うために、例えば広報とかだけではやっぱりとても拾い切れないと思うんですが、そこをどういうふうにきめ細かく漏れのないように拾っていくかということについては、お考えありますか。

企画課企画調整係長（安藤裕之君）

現在、車座懇談会等々やっております、ふれあいバスのお話も多くいただいておりますので、それは今までになかったスタイルで住民の方の声を幅広く聞ける機会になっていると思いますので、そちらで拾っていくのが1つかと思っております。

もう一つが、やはり福祉部門との連携というところで、窓口に多くの高齢者の方が来られる可能性があるというところで、その辺りで連携を図りながら声を聞くところを充実させていきたいと思っておるんですけれども、具体的にどうしますというところまでは、まだ考えに至っておりませんので、引き続き担当課と協議を進めていきたいと考えておりますのでお願いいたします。

委員（岡本隆子君）

福祉部門との連携のところで、高齢者福祉計画を立てるときにアンケートを取られるとか、

そういうこともやってみえるので、今回時期的にどうなのかということはありませんけれども、幅広くそういった声が拾えるようにということでお願いいたします。以上です。

委員長（奥村 悟君）

ほかに。

副委員長（鈴木秀和君）

3 ページ、リニア発生土置場のフォーラムの件をまた質問させてください。

フォーラム、約1年間かけて6回、あと湿地の勉強会を1回、全体で7回やりました。公開の場で行われまして、JRの意見、住民の意見、直接確かに耳にして非常に貴重な機会であったと思います。それぞれの意見が出てきて、かみ合わない部分も正直言ってたくさんあったんですけど、一応どういう内容かというのをお互いに知れたというところでは一つの成果があったかなというふうに思っています。

一方、今ここに、緑の御嵩町のホームページを配ったと思うんですけど、これをちょっと見てほしいんですけど、下から第1回、第2回、第4回、第6回までいろんなお知らせが来て、第6回のフォーラムを終えてというところがあるんですけど、ここで終えてなんで何か終わったかなと思ったら、また御意見や御質問をいただく場として場を設けておりますと。グループでもいいので申込みできますということになっています。これを見る限りだと、終わっていないみたいな感じなんですね。ですから、予算執行も完結していないんじゃないのと。まだ意見を求めているわけですから、そういうふうにも理解されるところがあるということです。

したがって、前から言っているんですけど、少なくとも2つ大きくこのリニアのフォーラムを通じて分かったことがあるんですよ。2つというのは、1つが重要湿地。ここが重要湿地であるというのが、初めて皆さんに認識されたと。かつ、JRも木屋洞川と押山川の間が重要湿地であると認識しました。御嵩町もその間が重要湿地であるということを認識したと。これはすごく重要な1つ。もう一つが、安全性は確認できなかったし納得いただけなかったというのは、御嵩町も理解したしJRも理解したと。この2つがすごく大きな成果だったと思います。

それを踏まえて、これから審議会に入っていくわけなので、一度このホームページの中でもフォーラムを終えた総括を閉じてほしいんですね。一回、何かで。そうしないと、これを見るとグループでまだ申込みができます、もちろん申込みは終了したんですけど、じゃあ申込みが2件、実際は2件しかなかったんですけど、2件あって意見を承って、全体としてこういうことになりました。次は審議会に入っていきますというまとめをしないと、予算執行が終わっていないんじゃないかというふうに理解されますけど、そういうお考えはありますか。

企画課リニア対策係長（澤田勇介君）

ホームページの印刷もありがとうございました。

町としましては、この全6回のフォーラムを終えての感想・意見を聞きたいということで募集し、その申込みも終了しているということで、ホームページに載せていたところでございますけれども、フォーラムの継続性が疑われるような表現ではないかという御指摘いただきましたので、この全6回のフォーラムを終えての御意見、2団体からいただいたこと。それからフォーラムが終了したこと。ちょっと明記するような形で検討させていただきたいと思います。

副委員長（鈴木秀和君）

あんまり形式的なところだけ捉えられても困るんだけど、もちろんその趣旨は、終わったということなんですけど、形式的に表現するのも一つなんですけど、内容的にさっき言ったような2点が大きく確認されたとは思っていますので、その辺も踏まえて、総括というんですか、結論というんですか、締めていただきたいということで質問は以上で終わります。

委員（岡本隆子君）

今の関連なんですけれども、私はかねがねこのフォーラムについては中途半端な終わり方なので、決算認定が認められるかどうかは分かりませんということをお伝えしてきたんですけれども、このときに田中参事が、予算が決算として認められるかどうかは、議員の皆様の承認がいただけるよう説明のほうをひたすら尽くすということでございますというふうに答えていただいていたしまして、やっぱりまさに今言われましたフォーラムの総括、それをしっかりとやっぱり伝えて載せていただく、そして団体が2つだったんですね。そこでどんな意見が出たのかということも、今まとめるというふうにおっしゃったんですが、それをきちっと伝えるようにホームページのほうへ載せていただくことが、まずはその説明をひたすら尽くすということになるんじゃないかなというふうに思いますので、それをやっていただけるということで、田中参事、よろしいですか。

企画調整担当参事（田中克典君）

今の御指摘、まさしくそのとおりだと思いますので、こちらのフォーラムを終えてのところの意見のところ、こんな意見が皆様から、2団体あったんですけれど、ありましたということも書かせていただきたいなと思っています。

あと、フォーラムは終わりましたという形で明記をさせていただいて、御嵩町としまして第6回のフォーラムでも入れさせていただいたんですけれど、1回から5回までのまとめというような形でまとめたものを、第6回のフォーラムで入れさせてもらいました。それが御嵩町としてはその時点での総括だと思ってはいるんですけど、それを入れながら、それを受けて、フォーラムの目的について達したのかといったところについては、皆様の不安とかのところの解消をするという目的には達してはいないと判断しているので、そういったこともあって、今度リニアの審議会に入っていくというのが分かるような形で記載していきたいなあと考えており

ます。

委員長（奥村 悟君）

よろしかったですか。

ほかに。

委員（広川大介君）

4 ページの I T 人材育成実施委託事業についてお尋ねしたいんですけども、これ前年と同じ金額で毎年恒例で行われているのかなあと思うんですが、成果の部分がとても抽象的な表現が多いので、実際例えば、これを受けた方々が I T 系の企業に就職したとか、あるいは I T を学ぶために進学したとか、そういったことというのは把握されているのでしょうか。お願いします。

企画課企画調整係長（安藤裕之君）

I T 人材育成事業につきましてですけども、決算額が変わらないというところは、基本的なこま数であったり受け入れる受講者人数等のカリキュラムの大枠は変わりませんので、受託者の順位が変わらないことから、委託金額は一緒になっているというところでございます。

ただ、内容につきましては、開発するプログラムの変更等のマイナーチェンジといいますか、ブラッシュアップは毎年行っておるところでございます。

こちらの事業の実績につきましてですけども、実際にこの受講生からこれまで少なくとも 3 名が I T 企業に就職したことは把握できております。以上です。

委員（広川大介君）

ありがとうございます。

その受講した方のフィードバックというのは、例えば成果に書いてある部分というのは、感想なんかをもらったりもしていると思うんですが、それらのフィードバックというのはどのような形でもらっているのでしょうか。

企画課企画調整係長（安藤裕之君）

実際にアンケートを取って、その満足度等々をはかったりはしていないんですけども、実際に受講生が 20 名弱というところで、実際の生徒と担当者がお話しする機会がありますので、そのところで声はいただいておりますというところでございます。非常に満足度も難易度も、かみ応えといいますか、難易度というところも満足度が高いような事業となっております。

委員長（奥村 悟君）

よろしかったですか。

ほかに。

委員（岡本隆子君）

主要施策の4ページの空き家家財道具処分のところなんですけれども、この空き家家財道具のほうは令和2年度で1件、令和3年度で2件、令和4年度でゼロ件ということだと思うんですが、あと空き家バンクの登録のほう、どのくらい登録があるかというのを教えてください。

企画課企画調整係長（安藤裕之君）

空き家バンク登録の実績ですけれども、平成26年度から空き家バンク制度を開始させていただきまして、令和4年度末までに93件の登録がございまして、うち56件が成約したような実績となっております。

委員（岡本隆子君）

56件成約って結構なかなか頑張っているなあという感じなんですけど、ただ空き家家財の処分なんですけれども、令和2年度ですと30万円のうち20万円減額していますね。そして令和3年度は14万8,000円減額をして、15万2,000円を使ったということで、令和4年度ゼロということで、令和2年度の補正の説明のときに、この空き家家財道具の補助金が確実に空き家バンクの登録を増やしているというふうに説明を受けていますね。そして、ただこの利用者が少ないのは、ずれの範疇でPR不足とかそういうことではないし、使いにくいという声は聞いていないという御説明だったんですけれども、やはり利用者からいきますと、補助金の今のところ3件なんですけど、やっぱり申請はいつでもできるのか、なぜ利用者が少ないというのを、どういふふうに分析してみえるのか、何かやり方が悪いのか、金額が少な過ぎるのか、何かもっと別の空き家バンクにつながらない何か理由があるのか、その辺はどういうふうに分析していますか。

企画課企画調整係長（安藤裕之君）

実際に空き家バンクの登録事業者である不動産事業者さんにお話を伺う機会がございまして、実際にこの制度についての住民の方の声を聞いたところによりますと、この補助額の上限金額についての御意見はなかったところなんですけれども、やはり家財道具を処分されてからこの制度があることを知ったという方がいらっしゃるんですが、実情としてございます。

今後も、この空き家家財道具処分は空き家バンク登録促進の呼び水になる制度とは考えておりますので、今までは町民の方々に直接どうやって周知をしていくかというところの方向性で考えてはおったんですけれども、例えば不動産事業者さんからのアプローチはできないか。また、その処分を請け負う一般廃棄物の処理事業者からアプローチができないかというところも、アプローチの方法を変えようと考えておるところでございます。

また、空き家バンクの移住促進につきましては、空き家家財道具の処分だけが支援として有効かどうかというところは大いに考えるところでございますので、来年度以降補助の在り方については再検討して、有効な制度にしていきたいと考えておるところでございます。

委員（広川大介君）

今のに関連してなんですけれども、申請するタイミングというか、受給申請をするタイミングなんですけれども、例えば家売れて、その売却益の中から家財を処分したいという方もいらっしゃる気がするんですよ。そういう意味で言うと、例えば家売ろうと決めたときに自腹でゴミを処分して、その中から10万円もらうというパターンと、あるいは売れた中からゴミを処分する。その後にその10万円をもらえるのかというのは、いかがなんでしょう。

企画課企画調整係長（安藤裕之君）

処分する前に申請をいただく形になっているので、この制度が空き家バンクの登録を条件にしておるところでございますので、その方が空き家家財を自費で処分されてから空き家バンクに登録したいと考える方もいらっしゃるれば、不動産事業者に空き家バンクという制度を知っていて登録を考えている、家財は残っているのではというタイミングの方を今まで拾ってこられたかなと考えております。申請のタイミングはそのようなタイミングですので、実際にやられる方がどのタイミングで知るかということが重要になってくるので、周知が必要だなと考えるところでございます。

委員（広川大介君）

つまり、売れた後に支給申請をするということは可能ということなんですかね。

企画課企画調整係長（安藤裕之君）

空き家バンクに……、家が売れた後に申請を……。

委員（広川大介君）

すみません、分かりにくくて。

要は、事前に申請をしなきゃいけないのは分かるんですけども、実際に販売中に、掲載している間に自前で処分をしなきゃいけないのか。あるいは、契約が決まって売れた後に処分をしたいという方もいると思うんですよ。ゴミの処分代がつくれなくて。事前にこれを空き家バンクに登録して、この補助金を使いたいという意味はあって、申請はしているけれども、実際に処分をするのは売却の契約の後だということでも大丈夫なんだろうという意味でした。

企画課長（山田敏寛君）

今のところ、売れますと空き家バンクの登録が外れますので、それには対応しておりません。ただ、そのことが本来の目的の空き家バンクにつながるということになれば、それは一考する余地があると思いますので、ちょっとその辺も含めて今後有効な制度に変えたいと思っていますので、お願いします。

委員長（奥村 悟君）

よろしかったですか。

ほかに。

〔挙手する者なし〕

私のほうから1点ですが、3ページ、主要な施策の。

名鉄広見線の利用促進CM（FMラジオ放送）ということで、定額で26万4,000円、令和3年度からFMららに委託してみえるわけですが、これにより電車利用を促進できるということなんですが、ここの利用者数の77万人というのは、全体の名鉄の利用者だと思うんですが、その辺のところと、効果のほう、皆さん御存じかどうか分かりませんが、私もなかなか聴きそびれちゃって、なかなか10秒間聴いていないわけですが、26万4,000円払っての効果とか促進できたのかどうか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいということと、特に車に乗っているとFMを聴く機会が多いわけですが、そういった車に乗っている利用者が電車に乗ってみようねというのにつながったのかどうか、その辺のところをお聞かせください。

企画課企画調整係長（安藤裕之君）

名鉄広見線利用促進CMについてですが、令和4年度の利用者数は、名鉄広見線の年間利用者を掲載しております。こちらは参考として載せさせていただいております。もともと利用促進のCMは利用していただくために実施しておるものなので、参考として利用者の数値を載せさせていただいております。

効果につきましてですが、聴いたから乗りましたという声は実際に聞いていないところがございます。現在政策総点検の中で、このCMの事業の有効性については見直しといたしますか、事業自体を見直しておるところでございます。こちらの事業を今後継続していくかどうかというところは検討中でございます。

委員長（奥村 悟君）

リスナーが何人ぐらいとか、そこら辺はちょっと把握できないわけですね。当然ね。そういうことでしょうね。分かりました。ありがとうございます。

ほかに。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで企画課関係を終わります。御苦労さまでした。

環境モデル都市推進室・まちづくり課に入ります。

認定第1号 令和4年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち、環境モデル都市推進室・まちづくり課関係について、執行部より補足説明がありましたらお願いします。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（金子文仁君）

補足説明はございません。よろしくお願いします。

委員長（奥村 悟君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員（広川大介君）

18ページの観光ロゲイニング事業に関連して、これ自体ではない可能性があるんですけども、スマートフォンアプリを使った観光促進でスタンプラリーみたいなこともやられていると思うんですが、それに関してというのは、この観光ロゲイニング事業に含まれているんでしょうか。

まちづくり課まちづくり推進係長（瀬瀬泰浩君）

広川委員の質問にお答えさせていただきます。

観光ロゲイニング事業につきましては、スマートフォンを利用しましてチェックポイントを巡って、アプリの中でポイントを獲得していくという事業で、ロゲイニングというスポーツを観光のほうに転用したものでございます。

こちらにつきましては、スタンプラリーとはちょっと違ひまして、チェックポイントを回ってポイントをためていくと。最終的にどれだけポイントを取れたかというのを競う競技になりますので、スタンプラリーとはちょっと趣が違ひる形になろうかと思ひます。以上になります。

委員（広川大介君）

ありがとうございます。

今、多分これは今年度の予算に含まれていると思うんですけども、「迷子のサムライをさがせ！」というデジタルスタンプラリーというのをやられていると思うんですが、これに関しては、ちょっと付随になってしまひますが、今後も継続的にこのような施策をやっていく予定はあるんでしょうか。

まちづくり課まちづくり推進係長（瀬瀬泰浩君）

今年度のスタンプラリーにつきましては、御嵩町観光協会が実施しているものでございます。御嵩町としては事業としては実施しておりませんが、今後につきましては、観光協会が今後同じような事業を続けていくのかとか、あと御嵩町の観光振興としてどういうことができるかというところを検討していく中で、御嵩町としてもやっていくかどうかというのはまた検討させていただきたいと思ひております。

委員（広川大介君）

ありがとうございます。

観光協会がやっているということなのですが、観光協会に対しての支出というのも多分あると思うので、物は言える立場なのかなあとは思いますが、実はデジタルスタンプラリーという言葉は商標登録されているもので、運営している会社は恐らくそこを侵害していると思うんですね。あとは、スマホを使ったスタンプラリー自体がビジネスモデル特許を取得されているもので、そこに関しても特許侵害をしている可能性がかなり高いんですよ。ですので、もし今後やられるということでしたら、その辺をクリアにしておかないと公共がやることなので、しっかり注意しておいたほうがいいのかなと思いました。以上でございます。

委員長（奥村 悟君）

よろしかったですか。

ほかに。

委員（高山由行君）

環境モデル都市のほうでまず1点、係長がいないのでちょっとあれですが、16ページの中段、基金積立金ということで、公共施設の売電料のJ-クレジットで73万883円積み立てましたよということです。令和4年度末の基金が540万何がしあるわけですが、これを今まで充当した施策等、ちょっと私、覚えがないのでちょっと教えてほしいのですが、ありますか。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（金子文仁君）

お答えをいたします。

今のところ、この基金につきましては積立てをしている段階というようなこともございまして、充当しているものにつきましては今まではございません。

委員（高山由行君）

ないので覚えがないということですが、さっきの基金もそうですが、積立てしていくばかりで可能性が、どこで使うかということが私たちの思いがあって、SDGsの件も町長は打ち出しておるわけですが、明確なそういうことを何に、低炭素について使っていきますよということは分かっていますけど、実際に何にも今まで積み立てておるだけで使っておらんということになると、利用価値がないなあというようにだんだん思ってくるわけですけど、そこら辺の考え方はどうですか。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（金子文仁君）

この基金につきましては、処分の内容が決まっております。再生エネルギー発電設備等の維持管理、または更新に関する事業の財源に充てる場合と、それから環境教育等に関する事業の財源に充てる場合ということで、使い道は決まっております。

今まで使っていなかったということもありますが、令和4年度のときに、これは再生可能エネルギーの発電施設の売電収入と、それからJ-クレジットの売却収入が元で基金のほうに積

み立てておりますけれども、売電収入につきましては毎年定額を積み立てることができておりましたけれども、Ｊークレジットの売却収入につきましては、積み立てるほどそこまで大きな金額がなかったということもあります。令和４年度のときにといいいますか、昨年度このＪークレジットを売却することが50万円ほどできましたので、今後もそういった形でＪークレジットを定期的に50万円ですとか大きな金額を積み立てていければ、それなりにまたこの基金の活用もできてくるんじゃないかなあというふうには考えております。

委員（高山由行君）

使い道はあるということで、今の２点だけなら子供たちの環境教育にも積極的に使っていたいて、有効利用していただければと思っています。

続けていいですかね。

17ページのまちづくり課の上段、御嶽宿わいわい館の維持管理事業ですが、やはり需用費のほうが前年度と比べたらかなり突出して50万円ぐらい上がっております。電気代・燃料代が高騰してそういう結果になったのか、少し伺います。

まちづくり課まちづくり推進係長（瀬瀬泰浩君）

高山委員の質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるように、光熱水費が高騰しているというところもありますが、大きく増加した要因としましては修繕料が増えたことによります。昨年度は、わいわい館の階段の修繕を行ったことと、あとティーディスペンサー、給茶機の修繕も行ったというところで、30万円ほどの修繕を行ったところが増加の大きな要因となっております。

委員（高山由行君）

また17ページで、ふるさと創生事業補助金、1団体、さすがに寂しいなあと個人的には思っています。予算では4団体90万円、施設整備で1団体100万円の予算を取っておりながら、1団体の活動助成しかしていないということで、予算取りのときに施設整備は昔から、予定があつて施設整備、昔は400万円から500万円の施設整備資金があつたわけですが、民都のお金もありましたので。施設整備が1団体を予定していてできなかったのか、1団体をまず頭出しで予算をつけておつたのか、そこら辺はどうでしょうか。

大概決算が終わって予算取りのときに、来年度の設備の改修等予定していて予算をつけるはずなんですけど、なかったということは。

まちづくり課まちづくり推進係長（瀬瀬泰浩君）

当初予算の時点で予定があつたかというところですけど、昨年度につきましては申請そのものがないというところで、予定をしていないけど、まず頭出しをしていたというところでございます。

活動助成についても、予定が4団体あったわけではなく、頭出しで4団体ということでしたが、結果として1団体となってしまったということでございます。

委員（高山由行君）

結果について何か言うことではありませんが、新しい御嵩まちづくりをつくる団体も増えてきましたので、この助成金を活用してやってほしいなあという意味もあります。

それと、18ページ、最後です。戦国武将の語り部育成事業で、29万7,000円を使って語り部が10人できたのか、参加者が10人という結果なのか、よく分かりませんが、私もその後に下から2段目の戦国武将のモニターツアーで関ヶ原に一緒に行きましたが、そのときは語り部さんが二、三人来て一緒に活動しましたが、その後の語り部さんの利用、予算を使って語り部を育成したわけですので、その後の利用が形として見えてきていないので、ただ予算があったので語り部を作りましたではやっぱり寂しいので、予算の使い方としたら。10人おって、私は3人ぐらいの顔しか出てこないんですが、その利用の仕方をまちづくり課で考えてほしい希望があって質問するんですが、これからの語り部の利用、そこら辺はどう考えていますでしょうか。

まちづくり課まちづくり推進係長（瀬瀬泰浩君）

お答えいたします。

可児才蔵の語り部というところで、活用できる場面が非常に限られているというところがございしますが、例えば今年度ですと、この10月に関ヶ原のほうで大関ヶ原祭と、昨年度も行きましたお祭りがありますし、11月には山城へ行こうというイベントが可児市で行われます。こういったところにボランティアガイドとまではいきませんが、案内役というような形で御嵩町のブースで才蔵のことを説明していただけるような形でできないかということで御案内はさせていただきます。

委員（高山由行君）

私議員としても、明智光秀の議員連盟で可児市の議員さんたちと連携しながら活動しておるわけですが、今は私と奥村議員が2人その中に入れていただきまして、岐阜県の明智光秀の勉強会に参加しております。私は、可児才蔵視野で御嵩町は、それで参加させてもらうよという一文をつけて参加させていただいておるわけですが、この10月にも今度は御嵩町の番で岐阜県中の明智光秀の関連の議員さんを集めて、いつも10人前後の参加があるわけですが、この間は上田市から20人も可児市に来て金山城に一緒に上ったわけですが、そういう情報も例えば図書の栗谷本さんたちと情報を横並びで聞きながら活用できたらなあとは思っておりますので、そこら辺の横の連携もしながら、ぜひ活用していただきたいと思っています。

すみません。希望で、また。よろしくお願いします。

委員長（奥村 悟君）

よろしかったですか。

ほかに。

副委員長（鈴木秀和君）

18ページですね。

宿場町活性化イベント事業補助金というのがありますね。ふるさとふれあい振興基金繰入金という名目で500万円。ふるさとみたけ応援基金というのがふるさと納税で、これはそれではないですよ。まず、それが一つと、あと500万円という、実を言うところのまちづくり課の中で圧倒的に大きな数字なんです。500万円という予算は。一発で500万円というふうに計上されて、実行委員会への補助金ということなんですけど、この中身的なものも町としてフォローされているんですかというのが2つ目の質問です。以上です。

まちづくり課まちづくり推進係長（額田泰浩君）

御嵩町活性化イベント事業補助金ですけど、基金からの繰入れですが、こちらについては、ふるさと応援寄附金とはまた別の基金になります。

それから、今回500万円ということで金額が大きいということでございましたが、こちらにつきましては御存じのとおり、よってりゃあ、みたけの実行委員会に対する補助金ですが、この実行委員会は商工会が主にやっておりますが、その中に御嵩町としてもまちづくり課が行政関係の事務などを実行委員会の事務局という形でやっております。内容についても、当然ながらそれで把握をさせていただいております。この令和4年度の500万円というのはコロナで4年ぶりに再開というところで、花火などもかなり盛大に長時間打ち上げたというところで、その費用が一番大きく増えているところでございます。

今年度は、また花火も例年どおりに戻るといような形で、金額もまた下がってきておりますので、この令和4年度だけのちょっと特例というか、そういう形になっております。

委員長（奥村 悟君）

よろしかったですか。

ほかに。

〔挙手する者なし〕

それでは、私のほうから。

高山委員の関連ですけど、17ページのふるさと創生事業補助金ですけども、12万6,000円、みたまちさん1件ということで、令和3年度も4年度も5年度もみたまちさん1件なんです。それで、立ち上げ部門と活動部門で、三、四年で助成がなくなります。そうしますと、いろいろな団体もそれでやめてしまうわけですね。そうすると、令和6年度以降はゼロになるという心配があるわけですけども、昨年度、当時の中村課長が周辺市町村の調査を行って進めてい

くというような答弁をされておりますけれども、増やすような策は何か考えておられますでしょうか。

町長の施政方針にもありましたまちづくり協議会の立ち上げをしていく上にも、活動団体が幾らかには増えてこない、この協議会というものの存在も危ういものですので、そこら辺をちょっと教えてください。

まちづくり課まちづくり推進係長（瀧瀬泰浩君）

おっしゃるとおり、現状1団体のみの助成というところで、1つ要因とまでは言いませんけど、募集期間が非常に現在短くなっているというところで、4月の頭から4月の中旬ぐらいまでの非常に短い期間ですので、その周知期間をもっと長く取って団体を掘り起こすですとか、事前相談みたいな形で受け付けるなど、そういった形を今後ちょっと取っていければなあと思います。以上になります。

委員長（奥村 悟君）

分かりました。

ほかに。

〔挙手する者なし〕

最後に、私のほうからすみません。

15ページと16ページにわたりますが、太陽光発電の関係ですけれども、15ページの再生可能エネルギー活用推進補助事業については、町単でずうっとあったわけですけれども、次のページの県の太陽光発電設置費の補助事業というのは新規ということで、昨年の6月に補正をかけまして、600万円ほど補正をかけて新しく入ったものですけれども、ここに件数があるわけですが、3月に補正でかなり切られておりますけれども、ここら辺の町単のほうの太陽光で12件、蓄電池で20件、それから県費のほうで5件、4件になりますが、これは両方とも受けられるというのか、どちらかというのが、要綱というか申請の段階で該当すれば両方受けられるというのか、どんなふうでしょうか。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（金子文仁君）

お答えいたします。

町の太陽光発電の補助金と、それから県の太陽光発電の補助金と、若干補助に対します条件が違うわけなんですけれども、その補助に対する条件さえクリアできていれば、両方とも併用して受けることは可能です。

委員長（奥村 悟君）

これから申請が増えてくると思うんですけれども、何かホームページを見たら、今年度、令和6年度も600万円ぐらい予算計上してあるわけですけれども、予算の上限に達したということ

で8月で停止しているということですのでけれども、ここら辺の周知のほうはしっかりされていると思うんですけれども、どんなものでしょうか。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（金子文仁君）

おっしゃるとおり、県の補助金が各市町村への配分額が決まっております、その配分額によって予算も立てているわけでございますけれども、おかげさまでと申しますか、もう既に上限いっぱい申請になってしまいましたので、今のところは打ち切っている状況でございます。ということで、周知も十分されているのではないかなというふうに思っております。

委員長（奥村 悟君）

ありがとうございます。

ほかに。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで環境モデル都市推進室・まちづくり課関係を終わります。御苦労さまでした。

続いて、亜炭鉱廃坑対策室関係について入ります。

認定第1号 令和4年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち、亜炭鉱廃坑対策室関係について、執行部より補足説明がありましたらお願いします。

亜炭鉱廃坑対策推進室長（木村公彦君）

補足説明はございません。

委員長（奥村 悟君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

副委員長（鈴木秀和君）

全員協議会で細かく第1期とか第2期の表をつけていただいて説明を受けていまして、その再確認なんですが、第1期計画地というのは新庁舎予定地なんですが、そこについて調査は終わったけど、実施については諸般の事情で見送っていると。実際に今回の予算では見送るということの理解でよろしいですか。今回の予算というのは、令和6年度までの金額の中ですかね。その1点です。お願いします。

亜炭鉱廃坑対策推進室副室長（野中崇志君）

今の御質問にお答えします。

南海トラフ事業の予算からは取り下げさせていただきまして、補助ではなく御嵩町費の扱い

になるということでございます。

委員長（奥村 悟君）

よろしいですか。

副委員長（鈴木秀和君）

あと、庁舎を検討するときに、ここの充填費用がどうのこうのというのも随分話題になった
と思っているんですが、実際に調査はされたわけなんで、それに基づく充填の金額というのは
算出されているんでしょうか、されていないんでしょうか。

亜炭鉱廃坑対策推進室副室長（野中崇志君）

今回調査はさせていただきましたが、ちょっと設計のほうは見送っておりまして、まだ充填
の費用については算出できておりません。

副委員長（鈴木秀和君）

この亜炭鉱の場合、いつも深さが問題になるんですけど、深さについて何か結果は出ている
んでしょうか。お願いします。

亜炭鉱廃坑対策推進室副室長（野中崇志君）

調査において空洞も確認しておりますが、調査結果につきましては、ボーリングを行ったそ
の場所の地権者には開示させていただいておりますが、そのほかには開示しておりませんので、
お答えは控えさせていただきます。

副委員長（鈴木秀和君）

はい、分かりました。

最近2か所ぐらい、少し落ちましたという記事が出ておりました。どなたか質問されるか分
かりませんが、もう充填したよというエリアと、これからやるよというエリアの関係がなか
かうまく落とせなかったんですが、最近の2か所というのは特に農地であったんで、特に予定
地とかそういうところではないし、充填したところでもないという理解でよかったですか。

亜炭鉱廃坑対策推進室副室長（野中崇志君）

ちょっと最近2件ございまして、中切地区につきましては、今のところ近くで充填工事等行
っていないところでございます。もう一件、長瀬洞地区につきましては、今、第7の2期防災
工事を行っておりますが、その間でございまして、ここはちょっと農地であったため区域から
外しておったところでございます。

委員長（奥村 悟君）

よろしいですか。

副委員長（鈴木秀和君）

分かりました。ありがとうございます。

委員長（奥村 悟君）

ほかに。

〔挙手する者なし〕

そうしたら私のほうから、先般総括のときに質問が出たんですが、14ページのミュー粒子による空洞把握調査ということで3,800万円ほど費用をかけておりますが、実証実験ということでされておりますけれども、そのときに室長のほうから、亜炭鉱の対策委員会がありますけれども、そこの方の意見を聞いて今後検証しながら、調査のありなし、そういったものも含めて活用方法を検討していくという話でしたけれども、名古屋大学の森島准教授がやっておられたと思うんですけれども、今後の方向性、これだけ3,800万円かけたので、その成果がどうであったとか、それから今後検討委員会を開くということなんですけれども、どんなふうな形でやっていかれるのかお聞かせください。

亜炭鉱廃坑対策推進室副室長（野中崇志君）

この間木村室長からもお答えさせていただきましたとおり、第三者委員会、大学の先生でつくる委員会で教授たちの御意見を伺いながら、検証の方法もこれから策定しまして実施する予定でございます。

また、ミュー粒子の観測を行った場所が白山多目的グラウンドがございますので、あちらのほうにつきましては、今行っております第3期防災工事の施工エリアの中でございますので、その工事の中で確認をしていきたいと考えております。

委員長（奥村 悟君）

はい、分かりました。

将来的に有効にこれを活用できるといいと思っていますので、ぜひとも検討委員会のほうでも十分検証していただきたいと思います。

ほかに。

〔挙手する者なし〕

質疑ないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで亜炭鉱廃坑対策室関係を終わります。御苦労さまでした。

引き続き、税務課に入ります。

認定第1号 令和4年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち、税務課関係について、執行部より補足説明がありましたらお願いします。

税務課長（丸山浩史君）

補足説明等ございません。よろしくお願いいたします。

委員長（奥村 悟君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員（高山由行君）

19ページのふるさと応援寄附金、いつも聞くのはこれですが、さすがに4,000万円から2,000万円になったということで、広報にも山田パターさんのことが、1位から何位までは全て山田パターさんで、昨日も私、社長さんに会いましていろいろ聞きましたけど、そこに応えられないということもあり、職人さんの健康状態もどうのこうのという話で、これからの山田パターの需要があればこれが回復するのか、それがなければ決算額のように少ない数字で推移していくのか、それが山田パターさんの一時のブームで、ここで終息していった少ない状態が続くのか、その後の方策は町として、ゴルフ場でやったやつが調子よければいいわけですけど、期待はしておりますが、その方策があるのか、そこら辺の見解をお伺いしたいと思います。

税務課課税係長（板屋沙織君）

ただいまの高山議員の質問にお答えさせていただきます。

山田パターの受注に関しましては、今年度は一応去年のような受注制限はかけておりません。なのでコンスタントに出てはおるんですけれども、物の性質上、なかなか食料品とか日用品と違ってリピーターが見込めないというところと、あとは在庫管理を今しっかりしてしまして、令和3年度まではとにかく受注をたくさん受け入れていたんですけれども、今は在庫がある分しか受注を受け付けていないという状況でありますので、令和3年度のような爆発的な受注というのはあまり見込めないのが正直なところです。

ですので、今後あまり山田パターだけに頼るのではなくて、ほかの魅力的な返礼品を開発したりですとか、ほかにも増収対策となるような取組をしていく予定であります。

税務課長（丸山浩史君）

少し補足で、一応税務課だけではなく全庁的なまちづくりの職員とか若手職員のプロジェクトメンバーを交えて、増収対策をどうしていこうかというところで、特に今言ったような新規の特産品の返礼品の拡充と。それから、あとは情報発信の充実、それからオンライン寄附プラットフォームの改善、ホームページで肉なんかは結構人気商品なんですけど、件数が下のほうで見られていないというのをうまく見ていただけるように、改善をちょっと。そういうところを重点において増収を目指そうと。

それからもう一つは、町長のほうが今立ち上げようとしている御嵩ファンクラブというのうまく使って、そこら辺からうまくPRにつなげて、少しでも増収が図れたらなあという期待

をしているところです。以上です。

委員（高山由行君）

議員になってからすぐ、前の町長にかなり強力に言って、何でもかんでもがむしゃらにやってくれよと言って、よその市町が何億と小さい町でもやって、頂いたもん勝ちやなあというような感じで思っておったわけですが、町長の前の考え方もありまして、ふるさと納税の制度自体がやはり受け入れないところがあって、なかなかがむしゃらにはやっていただけなかった。だけど、過度な競争は駄目ですけど、現在でも、その過度な競争の中で職員が不正を働いてというのもネット上ではありますので、そういうことを期待しているんじゃないくて、やはり増収を求めていって、御嵩町の地場産業の中で何か見つけてということになると思いますが、ぜひ頑張っていたきたい。

要望になってしまいますが、また町長もそこら辺のことをお考えになっておられると思いますので、よろしくお願いします。以上です。

委員長（奥村 悟君）

ほかに。

委員（広川大介君）

関連してなんですが、今後ふるさと納税を活性化していくに当たって、SNSのインフルエンサーを使っていくなんていうことは考えられているのでしょうか。

税務課課税係長（板屋沙織君）

今の広川委員の質問にお答えいたします。

現時点では、インフルエンサーを使ってというところまではちょっと頭になかったんですけども、今貴重な御提案をいただきましたので、今後プロジェクトチーム等でも諮りながら、前向きに検討していきたいと思っております。

委員長（奥村 悟君）

ほかに。

委員（広川大介君）

19ページの電子納税についてなんですけれども、現在、電子納税というかe L－Q Rを使って納税できるのは、自動車税と固定資産税ですかね。一部に限られている気がするんですが、これは町民税なんかに拡充していく可能性はあるのでしょうか。

税務課収納係長（林 康宏君）

広川委員の御質問にお答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、今は固定資産税と軽自動車税の種別割にQ Rコード、いわゆるe L－Q Rがついております。法令上は全税目でつけることができております。ただ、令和5年度

からつけたものでございますので、ほかの市町と委託業者との様子を見ながら進めていきたいと思っております。以上です。

委員（広川大介君）

町民税、普通徴収している方だと、2か月に1回とかだと思うので、カード納税できると分割で払いたい人が分割しやすいというメリットもあるかと思うので、その辺もあると便利かなと。これは感想です。

委員長（奥村 悟君）

ほかに。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで税務課関係を終わります。御苦労さまでした。

会計課に移ります。

認定第1号 令和4年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち、会計課関係について、執行部より補足説明がありましたらお願いします。

会計課長（塚本政文君）

補足説明はございません。

委員長（奥村 悟君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

私のほうから1件、すみません。

決算書の187、188ページですけれども、基金の現金の一元管理のところですが、新しく一番下、金融機関の一番下、SMB C日興証券岐阜支店、9億8,610万6,849円というのが決算年度末現在高で上がっております。かなりトータル金額が増えてきておりますけれども、これについてですが、資金運用をされたかな、日興証券でするので国債かなというふうに思うんですけれども、ここら辺の額面はどのぐらいで発行価格は幾らだったのか。あと、償還は何年だったのか、利率。そこら辺を少し教えていただきたいということと、これに充当した金額のほう、お金のほうですが、上の3機関、めぐみの、十六、東信、ここの三角の部分でよかったかな。その辺のところを教えてください。

会計課長（塚本政文君）

奥村委員の質問に回答させていただきます。

ただいま奥村委員からお話がありましたように、めぐみの、十六銀行、東濃信用金庫の金融機関から崩したお金で国債を購入しております。国債につきましては、9億8,610万6,849円につきましては購入価格になります。額面価格は10億円、10年たつと10億円戻ってまいります。利率につきましては、年間0.2%ということで、200万円ほど利息が入ります。それが10年間ということで利息が入りますので、お願いいたします。

委員長（奥村 悟君）

あと、このところのめぐみの農協の中支店で令和4年度の4月から8月収支額で、マイナスの9,067万2,000円ほどありますが、このマイナスの部分はということでしょうか。

会計課長（塚本政文君）

この9,067万2,339円につきましては、歳入の35ページをお願いいたします。

決算書の36ページ、失礼いたしました。

こちらの上段の款19繰入金の項01基金繰入金、こちらの3つの基金に繰り入れて使用しております。めぐみの農協に動かせるお金がございますので、こちらから取り崩したという形で支出しております。

委員長（奥村 悟君）

ほか、ありますか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで会計課関係を終わります。御苦労さまでした。

それでは、引き続き、議会事務局に移ります。

認定第1号 令和4年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち、議会事務局関係について、執行部より補足説明がありましたらお願いします。

議会事務局長（土谷浩輝君）

補足説明等ありません。よろしくお願いします。

委員長（奥村 悟君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで議会事務局関係を終わります。御苦労さまでした。

これで暫時休憩といたします。再開を午後 1 時といたします。よろしくお願いします。

午前11時52分 休憩

午後 1 時00分 再開

委員長（奥村 悟君）

それでは、休憩を解いて再開をいたします。

認定第 1 号 令和 4 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち、建設課関係について執行部より補足説明がありましたら、お願いします。

建設課長（石原昭治君）

補足説明はございません。

委員長（奥村 悟君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

副委員長（鈴木秀和君）

ピンク色の表紙の41ページをお願いいたします。

ここで町道の拡幅工事ということで、改良工事、出ております。3,100万円、みたけの森への入り口側だというふうに説明を受けています。一応、これは新庁舎関連ということで計上されていると思いますが、新庁舎とは全く反対側の道路であり、どういう新庁舎関連での工事なのかというところの補足説明をお願いします。

建設課土木係長（有国敦夫君）

道路新設改良事業、町道中126号線の改良ということで御説明をいたします。

この件に関しては、令和 3 年度に21号バイパスの 4 車線化が行われ、バイパスから町道に入る交差点も拡幅されました。バイパスの交差点が広がったことで、入り口が広く町道側が尻すぼみの状態になりました。バイパスから進入する車は、バイパスへ合流しようとする車両と鉢合わせた場合、バイパスの中で車両を待つ、擦れ違うという状況になります。バイパス側においては交通量もスピードも速いということでありますので、大変危険な状況になります。

そういったことがありまして、岐阜県の公安委員会とも協議しまして、町道側を拡幅することになったもので、交差点の供用開始をしている今、なるべく早く整備するのが必要だということで整備させていただいております。

副委員長（鈴木秀和君）

分かりました。

上之郷側から来て左に曲がるというところですね。新庁舎側、左に回るときに狭いので、左に曲がり切れなくて出てくる車を待たなきゃいかんと。したがって、広げて、出てくる車と一緒にならないように、入れるように広げた。奥行きもたしか何十メートルか整備されたと。現場を見て。そういうことですね。分かりました。

新庁舎関係ということで、当初からよく出てくる78億円という事業費の中に含まれているお金であるという理解でよろしいですか。

建設課土木係長（有国敦夫君）

委員のおっしゃるとおり、含まれておるという理解でございます。

副委員長（鈴木秀和君）

はい、分かりました。

委員長（奥村 悟君）

すみません、ちょっと私のほうから。

同じところですが、道路新設改良事業ですが、樋ヶ洞井尻連絡道路概略設計業務委託とありますけれども、具体的な場所ですが、過去に資材運搬から樋ヶ洞へ抜けるという計画もあったわけですが、そこら辺を具体的に教えていただきたいということと、概略設計ですので今後実施設計等に入ってきますが、今後のスケジュール。

あと金額が、委託が142万3,400円ということで上がっていますが、入札で契約されたのが129万5,800円だったと思うんですが、12万7,600円ほどちょっと増額になっておりますが、ここら辺の増額した理由、この点を教えていただけますか。

建設課土木係長（有国敦夫君）

場所についてですが、今の新丸山ダムの資材運搬線を上がっていきますと、樋ヶ洞の集落到下りる道は1本あるわけですが、それを謡坂側から回ってくる道のエコロードへつなぐ、縦断する道路の計画がもともとございました。その道路の概略設計ということでやらせていただいたものでございます。場所はそういうところで、何となく御理解いただけるでしょうか。ちょっと場所の説明が難しいのであれですが。

あと、スケジュール感については、今回概略設計をやらせていただきまして、道路のないところに道路を造るということで、その区間について、約720メートルの区間になりますが、概略設計をやらせていただきました。事業全体としては、今の町道内門山田線、小原側から少し改良された部分があると思うんですけど、その残りを町道の今の計画に合わせて拡幅をしていくと。なので、既存の町道の拡幅分と新しく道路を造る分と合わせて約1キロぐらいの全長の

計画になりますので、そちらの部分をやっていくということになります。

スケジュール感ということに関しては、まだ延長も1キロもあるということで事業費も全体につかめておりません。そういった中で、今回道路分だけ概略設計をやらせてもらったので、それを基に今後道路の必要性、本当に必要なのかというところと、防災の観点、観光の観点と、そういういろんな視点からその道路の必要性を検証して、今後本当に実施するのかどうかというのを検証していくということでございます。

金額の変更につきましては、当初の設計延長から、今720メートルと申し上げましたが、少し延長が伸びたので、その分の変更をさせていただいております。

委員長（奥村 悟君）

はい、分かりました。

ほかに。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第60号 御嵩町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について、執行部より補足説明がありましたらお願いします。

建設課長（石原昭治君）

補足説明はございません。

委員長（奥村 悟君）

補足説明なしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

副委員長（鈴木秀和君）

第3回定例会議案の資料の25ページでよろしいですかね。

前回の説明で、可児市の工業団地にくっついているというか、接している部分で含まれるというか、一体になってしまう部分についての地区計画の制定ということでお伺いしました。実際に今回これで議決されて、種類・名称・位置・区域などが決まって縦覧されるという、このスケジュールってどんなスケジュールになってくるんでしょうか。

建設課管理係長（伊藤博之君）

御説明いたします。

スケジュール感ですけれども、まず、この条例が議決されて制定されましたら地区計画の縦

覧をさせていただきまして、その後、次、都市計画法に基づいた縦覧ももう一回ございます。冬を想定していますけれども、都市計画法に基づきまして、地区計画と用途地域両方の縦覧をさせていただくと。２段階あるというふうに捉えていただければと思います。

最後は３月を予定しておりますけれども、都市計画審議会のほうで実際の都市計画決定の審議をいただくと。議員様も４名委員になっていただいていますけれども、そこで御審議をいただくという流れを経て、都市計画決定というスケジュールで見込んでおります。以上です。

副委員長（鈴木秀和君）

そうすると、年度内ということですね。３月ですか、そうですね。そういうことでよろしいんですかね。そうすると、向こうとのタイミング的にも問題はないということでしょうか。

建設課管理係長（伊藤博之君）

一応、年度内にはうちの都市計画審議会が決は出ますけれども、最終的には県知事協議があって、実際の決定日はもしかすると４月にずれ込むかもしれないというところがあります。ただ、可児市と同時に上げるようにというのは県とも調整が済んでいますので、決定自体は可児市と同日で行われる予定です。

副委員長（鈴木秀和君）

よく分かりました。

委員長（奥村 悟君）

ほかに。

〔挙手する者なし〕

私のほうから。

可児市のホームページを見ますと、可児柿田流通工業団地の地区計画というのができていて、これは平成30年につくられて、あと一部改正はあるわけなんですけれども、こちらのほうとの整合性はどのようでしょうか。

建設課管理係長（伊藤博之君）

整合性というのは、同じ内容になるかという意味の整合性だとするならば、近いものにはなる予定ですけれども、今下協議をしている中では、若干の違いは生まれてくる予定です。

委員長（奥村 悟君）

若干の違いというと、どんな点が。分かりませんか。

建設課管理係長（伊藤博之君）

現在、まだ案となるべき前段階、原案の段階ですので、ちょっと今の段階で走っていったらもうと広がってしまうというのも問題がございますので、しかるべき段階で御説明をさせてい

ただければと思います。

委員長（奥村 悟君）

ほかに。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩とします。

午後 1 時11分 休憩

午後 1 時12分 再開

委員長（奥村 悟君）

休憩を解いて再開をいたします。

これより、議案第60号 御嵩町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第60号 御嵩町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について、採決を行います。

本案について賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

賛成全員であります。したがって、議案第60号は可決すべきものと決定しました。

これで建設課関係を終わります。ありがとうございました。

続きまして、農林課に移ります。

認定第 1 号 令和 4 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち、農林課関係について、執行部より補足説明がありましたらお願いします。

農林課長（渡辺一直君）

農林課所管分につきましては、補足説明はありません。以上です。

委員長（奥村 悟君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

副委員長（鈴木秀和君）

37ページ、新庁舎等木材調達事業、これについてちょっとお伺いしたいことがあります。

これまで木材の調達と保管で、令和4年度までで約7,000万円ぐらいの支出があるかと思います。あと、これで令和5年度についても一応予算で調達6,000万円、支援業務800万円、その他ということで7,000万円ちょっと超える金額が、令和5年度でも出ています。木材調達そのものは、新庁舎用としての木材の調達でスタートしたものだと思うんですが、まだ終わっていないということなんでしょうかというのが1つ。実際に令和5年度も調達したんですかというのが1つ。以上、2点教えてください。

農林課森づくり係長（佐々木孝祐君）

令和5年度については、木材調達を行ってはおりません。あと、一応予算としては計上されておりますが、今のところ庁舎の今後の先行き等もまだ不明であるため、調達の予定もありません。

あと、木材の調達量についてですけど、一応想定として1,100立米ほどを想定しておった中で、今現状で465立米集まっています、量としてはまだ足りていないので完了はしていないものと考えています。

副委員長（鈴木秀和君）

ありがとうございます。

そうすると、調達はしないにしても保管業務だけは続いていくということになるのかなと思うんですが、いわゆる令和5年度の予算には保管という言葉はなかったんですが、当然今あるものを保管していかなくちゃいけないということで、保管費というのは発生していくという理解でよろしいでしょうか。

農林課森づくり係長（佐々木孝祐君）

現状保管しているものについては、引き続き、その行き先、活用方法が決まるまでは保管されるものと考えております。

副委員長（鈴木秀和君）

ただ、生き物というか木材ですので、いつまでも置いておくわけにもいかないと思うんですね。曲がってくるとか、いろいろ発生する可能性もあるし、しっかり保管されているんでしょうけど、その辺の目安ってあるんでしょうか。賞味期限じゃないですけど、保管期限というか。お願いします。

農林課長（渡辺一直君）

今保管していただいておりますセブン工業さんにもその件を確認しましたら、あと数年はも

つだろうと。正確な年数等は、やっぱり鈴木委員の言われたとおり生き物ですので分からないんですけども、そんなに近い時期に何か曲がってしまうとか、腐ってしまうとかというのは、屋根のある倉庫の中に保管しておりますので、問題ないというふうに伺っております。

副委員長（鈴木秀和君）

はい、分かりました。ありがとうございます。

委員長（奥村 悟君）

ほかに。

委員（広川大介君）

38ページ、鳥獣害防止対策事業の件なんですけれども、有害捕獲褒賞金等、いわゆる捕獲隊に支払われているような予算が計上されているんですけども、この中に捕獲隊の人数を増やするような広報活動の費用というのは含まれているのでしょうか。あるいは、もし現状ないようでしたら、今後そういった予算というのは計上していく予定はあるのでしょうか。お願いします。

農林課農業振興係長（佐橋良太君）

今お話のあった費用の中に、そういったPRの費用は含まれておりません。ただ、現状で町の広報紙等において有害捕獲活動の活動前後2回、年に2回紹介を行っているようなところでございます。今のところ予算をつけてというところは考えておりませんが、それ以外の広報についても今後検討していきたいと考えております。

委員長（奥村 悟君）

よろしかったですか。

ほかに。

副委員長（鈴木秀和君）

38ページの2段目、新庁舎等周辺農業水利施設整備事業に関してですが、まずこの奥田川取水施設新設工事、少し伺ったところによると、新庁舎とは逆側、バイパスの上之郷から来ると左手側の奥田川ということなんです、どこでどんな内容の工事なのかというのが1点。

それから、農業水利施設工事設計費ということで、令和3年度に設計費で約2,000万円計上されていて、工事費が令和3年度に600万円、令和4年度に900万円ということで、設計費が2,000万円はまだ工事費が1,500万円ということなんで、まだまだこれから工事費というのは発生するものなんですかという質問と、これ自身ももとの78億円という事業費に含まれる金額ですかということの、そうすると3点になりますか、お願いしたいと思います。

農林課森づくり係長（佐々木孝祐君）

まず、奥田川の工事の概要から行かせていただきます。

もともとの取水施設が奥田川の上流部にありまして、そこから上流へ100メートルほど行ったところに新たに造ったのが今回の工事になっていまして、用水路の工事を97.8メートル、集水ますを7か所、ブロック積みを19.3メートル、そして取水施設を一式工事させていただいております。

本事業箇所なんですけど、庁舎整備予定地を含む一帯の農業地域として、そこへ農業用水の供給を行っている取水施設の一つになります。周辺の水利施設の付替え等を、庁舎の建設に当たって検討と見直し等をさせていただいた中で、過去に生じた浸水被害や取水施設の年々悪くなる状況等を鑑みて、ここは必要であると判断して今回の工事で整備をさせていただきました。

工事費についてですけど、令和3年度についての600万円は、全体工事1,500万円ほどの工事の前払い金となっていまして、残りを令和4年度に繰越したもので払っております。あとは残りの工事費として今年も予算が計上されておるというところではありますけど、こちらは新庁舎の可児川側のほうの工事の欠橋の辺り、あの辺りに樋管を造って水を抜けるようにするという工事を予定しておりましたが、現在のところやる予定はありません。

あと、この工事費ですが、いわゆる78億円に含まれております。以上です。

副委員長（鈴木秀和君）

ありがとうございます。

設計費が2,000万円で工事費が1,500万円、感覚的に言うと何かすごい逆転しているような感じがするんですが、これは間違いないんですけど。

農林課森づくり係長（佐々木孝祐君）

今回の設計費は、奥田川のみではなくて、先ほどもう一つ言わせていただいた今年やる工事の分も含んでおりまして、合わせて2,000万円の工事の委託費となっております。

副委員長（鈴木秀和君）

はい、分かりました。ありがとうございます。

委員長（奥村 悟君）

ほかに。

〔挙手する者なし〕

私のほうから1点ですが、37ページの滞在型農業の体験施設の運営事業ですが、これは毎回ちょっと質問に出るわけですがけれども、五十四、五万円で例年毎年同じような金額なわけですがけれども、3年ほどサツマイモ体験だとか、それから稲刈り体験、こういった体験事業をやってみえますが、それが移住・定住を促進する事業の一つということなんですけれども、それらにつながっているのかということと、町内外からの参加者12名なんですけれども、町外は12人中何人でしたかということ、お聞かせいただきたいと思います。

農林課農業振興係長（佐橋良太君）

まず、この施設の運営の課題等についてということだと思いますけれども、おっしゃるとおりで、設置の目的は移住・定住の促進ですとか、就農者の確保ということでございます。これらを実現する手段の一つという位置づけで、この5年間順調に利用者数は伸びてきておるといところでございますが、おっしゃるとおり、これをきっかけに具体的に移住・定住、就農したという人はいないというのも一つ事実でございますので、来年度から指定管理期間がまた新たに更新されて5年間ということになりますので、次のステップというわけじゃないんですけども、これらの点について解決していけるように検討していきたいと思っております。

あと、12人の農業体験の内訳ですけれども、町内4名と町外8名ということになっております。以上です。

委員長（奥村 悟君）

今係長の言われたように指定管理が5年間、今年度で終わるわけですがけれども、5年間を踏まえて、来年度からまた更新という話も出たわけですがけれども、それを踏まえて課題を整理して、しっかり更新するなりどうするなり考えていただきたいというふうに思います。以上です。

委員（高山由行君）

すみません、予算のとき説明を受けておるので確認ですけど、ちょっと忘れてしまったのでお聞きします。

予算で、施設使用料で予算10万2,000円上げてありますけど、これって何のお金でしたかね。決算には載っていないわけなので。

農林課農業振興係長（佐橋良太君）

こちらについては、例えば小学校とか中学校の、町内の生徒さんが、何か農業体験目的でこの施設を使われる際とかに、そういった方に全部費用を支払わせるというのはちょっとかわいそうということで組んである予算でございます。ただ、ここ最近はちょっと実績がなかったということもございまして、令和5年度の予算からはなしということになっております。なので、令和4年度についても実績がなかったので決算には上がっていないということになっております。

委員長（奥村 悟君）

ほかに。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これで質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで農林課関係を終わります。御苦労さまでした。

上下水道課に移ります。

認定第1号 令和4年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち、上下水道課関係について、執行部より補足説明がありましたらお願いします。

上下水道課長（可児英治君）

補足説明はございません。

委員長（奥村 悟君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

よろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで一般会計の上下水道課関係の質疑を終わります。

以上で認定第1号 令和4年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、全て審査が終了しました。

なお、民生文教常任委員会所管部分につきましては、全員の賛成により認定すべきものと委員長宛て報告がありました。

ここで暫時休憩といたします。

午後1時31分 休憩

午後1時37分 再開

委員長（奥村 悟君）

休憩を解いて再開をいたします。

これより認定第1号 令和4年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号 令和4年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

賛成全員であります。したがって、認定第1号は認定すべきものと決定しました。

続きまして、認定第5号 令和4年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、執行部から補足説明がありましたらお願いします。

上下水道課長（可児英治君）

補足説明はございません。

委員長（奥村 悟君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

よろしかったですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時40分 休憩

午後1時46分 再開

委員長（奥村 悟君）

休憩を解いて再開をします。

これより認定第5号 令和4年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第5号 令和4年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定し、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

賛成全員であります。したがって、認定第5号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決

定しました。

続きまして、認定第6号 令和4年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、執行部より補足説明がありましたらお願いします。

上下水道課長（可児英治君）

補足説明はございません。

委員長（奥村 悟君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

ちょっと私から。

決算書の14ページですが、この前も総括で話が出ましたが、いつも問題になる有収率の話ですね。令和4年度は65.6%ということなんですけれども、前年度より0.4ポイント下がったということなんですけれども、その前なんかを見てみますと、かなり七十幾つもありまして、下がってきてまして、若干0.4%ということでちょっと落ち着いておるわけなんですけれども、この前他の町村の有収率という話が出ましたが、私もちょっとはつきり聞いていなかったわけなんですけれども、県内37町村が下水を扱っているんですけれども、その順位と平均の有収率、再度ちょっとお聞かせいただきたいということと、原因の特定だとか対策がどのようにして、今後そういったもので本当に抑えられていくのかお聞かせください。

上下水道課整備係長（伊納和昭君）

奥村委員の質問にお答えをさせていただきます。

不明水、有収率については皆さん御心配をいただいております、誠にありがとうございます。同時に、なかなか対策が進んでいないということはおわびを申し上げたいと思います。

下水道有収率の順位ということなんですけれども、決算統計、岐阜県で発表されておるわけなんですけれども、32公共下水道、ほかには農集とかいろいろありますけれども、32市町村で御嵩町が27というような結果になっております。県内の平均としては、令和4年度はまだ出ておりませんので令和3年度で79.8%というような、8割をちょっと切るぐらいの使用率、県内平均というふうになっております。

あと、対策というお話が出ましたが、現在のはつきりと不明水が多いところは大庭台、団地の中ということで、これははつきりしております。既設管を使っていたものを、そのまま公共下水道として利用しているということで、当時は問題はなかったわけなんですけど、大分年月もたちましたので、大分傷んでいるところも増えてきているのかなあというのが実情です。

対策としては、今年度流入のエリアごとに流量計等をつけまして、どここのエリアが一番多いかというようなことを把握しております。それがはっきりしてきましたので、それを利用して、今度は個々にカメラ等を入れて点検をしていくというところを実施する予定でございます。委託業務としては既に発注はしてありますけれども、まだちょっと現地には入れておりませんので、どこがどう悪いということは、まだちょっと分からない状況ですけれども、そういった対策はしていくと。そこではっきり悪いところが分かれば、次年度また御審議をいただきまして、予算化させていただきたいと。それでもって有収率を改善したいというふうに考えております。

ただ、下水道の不明水というものも、即効性とかそういったものがちょっとなかなか解決策がないということで、こつこつと点検と補修、これを繰り返していくということになると思います。その中で画期的に何か有収率が上がるというようなことはなかなかないですけれども、まずは不明水の多いエリアを重点的に補修をかけて少しでも改善をしたいというふうに考えております。以上です。

委員長（奥村 悟君）

当然有収率が悪ければ料金に跳ね返ってきますので、以前は70%台の有収率だったときもありますね。ですから、せめて平均ぐらいまでは持っていけるように、本当に対策等をやっていたきたいというふうに思います。

よろしいですか、ほかに。

委員（高山由行君）

御嵩の議員として一度は聞かないかんということで、南山台東の件、下水のほうがなかなか進まんということで、こういう機会にしかまず聞けないので、決算の質問になるかどうか分かりませんが、今度南山台の東と西と、また町長の車座もありますけど、多分訴えてはくると当然思いますけど、その後動きがあったのか、何か解決の糸口が見つけられたのか、舗装は仮舗装で悪くなるばかりですし、私、そばですのしょっちゅう通って見るたびに心が痛むわけですけど、状況を少し教えていただけませんか。

上下水道課長（可児英治君）

それでは、現在の状況についてお答えさせていただきます。

まず、先日7月18日付でかねてからの課題でありました公共下水道事業整備後の既設污水管等の撤去につきまして、実は自治会から対応する意向があるという内容の文書を頂いております。それを受けまして、8月31日に自治会長と、あと自治会の下水道の特別委員会の代表・副代表など5人の方に来ていただきまして、お話をお聞きするというところでやっております。その中で、今後の事業の再開に向けて前向きにお互い検討していこうということで合意を得てお

ります。

したがいまして、今後話合いとしましては、まずはどのように処理を行っていくかの具体的な検討に入っていきたいという予定であります。以上です。

委員（高山由行君）

ありがとうございます。

どこまでが、向こうがどういうふうに折れたのか分かりませんが、いきさつもかなり古くなってしまって、担当の人も替わっておりますし、自治会長さんは当然1年ごとに替わって何も分からない人ばかりで、分かっているのは本当にこの課長さん、係長さんなので、向こうにしたらお二方が本当に頼りですので、早く全体をやって、西も本当に今待っているような状態で、どうしようという話で相談を受けますので、何とか早く対応をよろしくお願いします。合意点を見つけていただければ幸いです。またお願いになってしまいましたけど。

委員長（奥村 悟君）

私のほうから、再スタートできるということで大変ありがたい話ですけれども、手続関係とか補助メニューなんかもあると思うんですけれども、これでやれるとなると期間的にブランクが開くのか、すぐにずっと予算上の話もあったりするんですけど、そこら辺。

上下水道課長（可児英治君）

まず最初の補助があるかということですね。地元がやっていただく既設管の処理に関する工事については、補助等はございません。

あと、期間という話ですけど、全ての方が新しく私どもが埋設しました新しい管につないでいただいて、古い管を使う人がなくなってからでないと、その古い管は撤去できませんので、それを待つからというところがありますので、引き続き新しく整備したところは全て速やかに接続していただくこと、これはもう本当に言い続けていることでございますけど、そちらをまずやっていただいて、その後、一人でも古い管に流している人がいると、それは処分できないので。

あともう一つ、それまでに地元の方としましては、必要な費用を積み立てていただくというか、そういったことも必要かなと。そういったこともお願いしたいと思っております。以上です。

委員長（奥村 悟君）

はい、分かりました。

よろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時59分 休憩

午後 2 時01分 再開

委員長（奥村 悟君）

休憩を解いて再開します。

これより認定第 6 号 令和 4 年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、
討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第 6 号 令和 4 年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、
採決を行います。

本案を原案のとおり決定し、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

賛成全員であります。したがって、認定第 6 号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

本日審査していただきました案件の委員長報告は、私委員長が作成し、議長に提出しますので、御了解をお願いします。

これで総務建設産業常任委員会を終わります。どうもお疲れさまでした。

午後 2 時03分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会議録署名者

総務建設産業常任委員長